

事務事業の概要と現況

—令和3年5月—

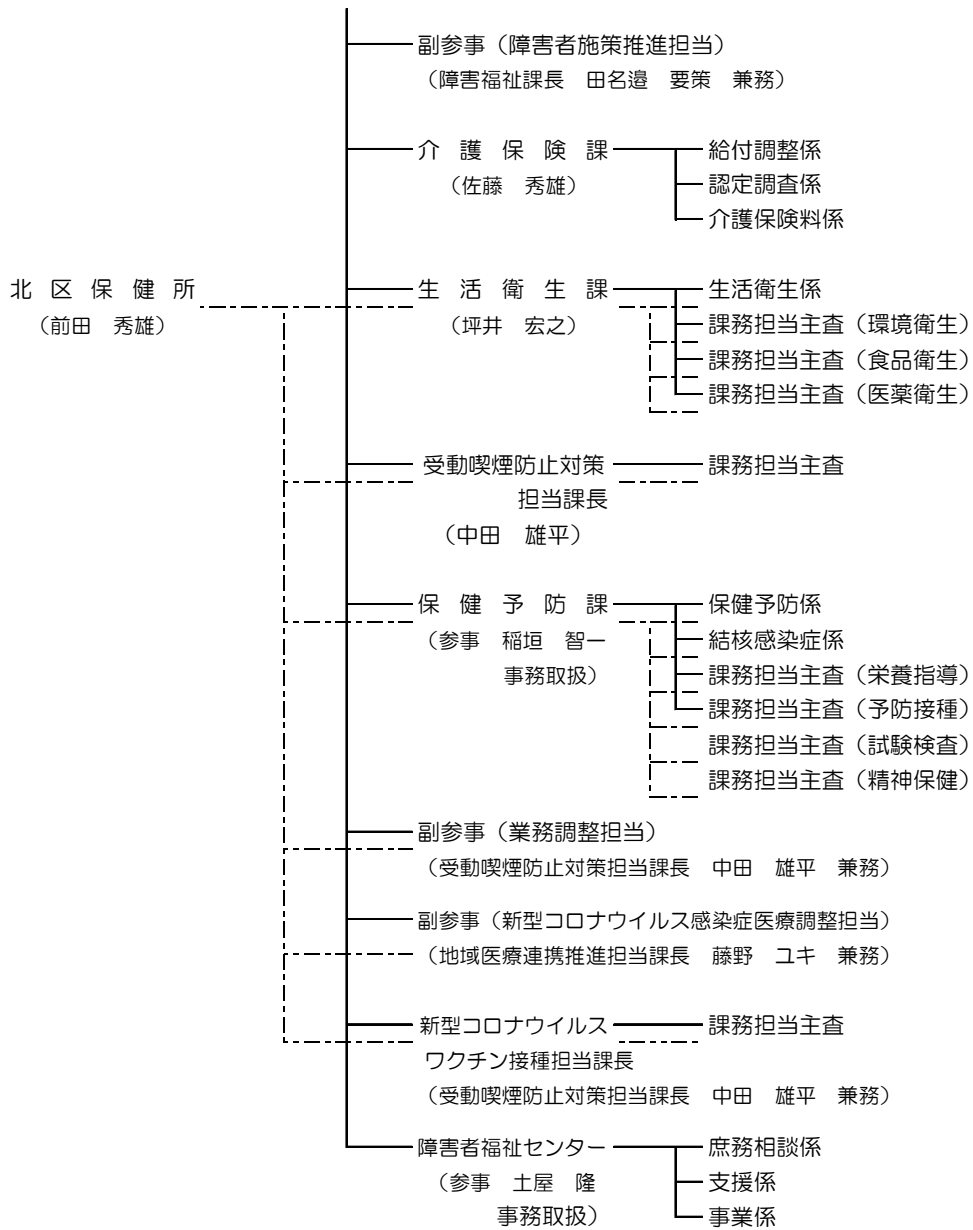
健康福祉部
北区保健所
北区福祉事務所

目 次

健康福祉部・北区保健所・北区福祉事務所

組 織 図	1 頁
職 員 配 置 状 況	3 頁
分 掌 事 務	5 頁
健 康 福 祉 課	1 9 頁
健 康 推 進 課	2 4 頁
地域医療連携推進担当課長	4 4 頁
生活福祉課（北部地域保護担当課長を含む）	4 8 頁
高 齢 福 祉 課	5 5 頁
長 寿 支 援 課	6 0 頁
障 害 福 祉 課	6 7 頁
介 護 保 険 課	8 3 頁
生 活 衛 生 課	9 0 頁
受動喫煙防止対策担当課長	9 5 頁
保 健 予 防 課	9 6 頁
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	1 0 8 頁
障害者福祉センター	1 1 0 頁

※注釈 各事業名の後の金額は、令和3年度予算額です。



職員配置状況（職層別）

令和3年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長・主査	係員	再任用	再雇用	備考
健康福祉課	16	2		4	8	2		会計年度任用職員1名
健康福祉係	10	(※1)2 (※2)(1)		2 (※2)(4)	4	2		(※1)参事（健康福祉課長事務取扱） (※2)派遣（社会福祉事業団、社会福祉協議会） 会計年度任用職員1名
事業調整係	6			2	4			
副参事（大規模福祉施設整備担当）			(※1)(1)					(※1)兼務（健康福祉課長）
健康推進課	77		1	16	57	3		会計年度職員13名、兼務8名（地域医療連携推進担当課）
健康係	13		1	2 (※1)(1)	10			会計年度任用職員3名 (※1)兼務1名（保健予防課）
健康づくり推進係	9			2	7			会計年度任用職員3名
王子健康支援センター	18			4	13	1		会計年度任用職員3名
赤羽健康支援センター	21			4	16	1		会計年度任用職員3名
滝野川健康支援センター	16			4	11	1		会計年度任用職員5名
参事（地域保健担当）		(※1)(1)						(※1)兼務（保健所長）
副参事（地域保健担当）			(※1)(1)					(※1)兼務（保健予防課長）
地域医療連携推進担当課長	5		1	2 (※1)(1)	2 (※2)(9)			(※1)兼務9名（健康推進課健康係） (※2)兼務1名（保健予防課保健予防係）
生活福祉課	115		1	17	96	1		会計年度任用職員12名
庶務計画係	8		1	1	6			会計年度任用職員6名
生活支援係	5			1	4			会計年度任用職員2名
保護給付係	11			2	9			
相談係	16			4	11	1		会計年度任用職員4名
医療介護係	6			1	5			
保護第一係	8			1	7			
保護第二係	10			1	9			
保護第三係	9			1	8			
保護第四係	8			1	7			
保護第五係	9			1	8			
保護第六係	8			1	7			
保護第七係	9			1	8			
保護第八係	8			1	7			
北部地域保護担当課長	44		1	5	38			
保護第九地区担当	9		1	1 (※1)(3)	7 (※1)(15)			(※1)兼務 主査3名 係員15名
保護第十地区担当	8			1	7			
保護第十一地区担当	9			1	8			
保護第十二地区担当	9			1	8			
保護第十三地区担当	9			1 (※1)	8			(※1)都派遣研修職員1名受入
高齢福祉課	30		1	5	20	4		会計年度任用職員4名
高齢福祉係	12		1	2	8	1		会計年度任用職員1名
高齢相談係	18			3	12	3		会計年度任用職員3名
長寿支援課	21		1	2	14	4		会計年度任用職員9名
障害福祉課	70		1	12	53	4		会計年度任用職員11名
障害福祉係	15		1	2	12			会計年度任用職員1名
公害保健係	4			1	3			会計年度任用職員1名
王子障害相談係	33			5	26	2		会計年度任用職員6名
赤羽障害相談係	18			4	12	2		会計年度任用職員3名
副参事（障害者施策推進担当）			(※1)(1)					(※1)兼務（障害福祉課長）
介護保険課	41		1	5	32	3		会計年度任用職員2名
給付調整係	18		1	2	15			会計年度任用職員2名
認定調査係	14			2	9	3		
介護保険料係	9			1	8			
生活衛生課	40	1	1	11	27			
生活衛生係	9	1	1	2	5			
環境衛生主査	10			3	7			
食品衛生主査	15			4	11			
医薬衛生主査	6			2	4			
受動喫煙防止対策担当課長	4		1	1	2			
保健予防課	39	1		9	28	1		会計年度任用職員11名
保健予防係	8	(※1)1		1	6			(※1)参事（保健予防課長事務取扱） 会計年度任用職員2名
結核感染症係	25			6 (※1)(2)	18 (※1)(7)	1		(※1)兼務9名（生活衛生課） 会計年度任用職員13名
栄養指導主査	2			1	1			会計年度任用職員5名
予防接種主査								
試験検査主査	4			1	3			会計年度任用職員4名
精神保健主査				(※1)(1)				(※1)兼務（障害福祉課）
副参事（業務調整担当）			(※1)(1)					(※1)兼務（受動喫煙防止対策担当課長）
副参事（新型コロナウイルス感染症 医療調整担当）			(※1)(1)					(※1)兼務（地域医療連携推進担当課長）
新型コロナウイルス ワクチン接種担当課長	5		(※1)(1)	2 (※2)(2)	3 (※3)(1)			(※1)兼務（受動喫煙防止対策担当課長） (※2)兼務（保険予防課） (※3)兼務（受動喫煙防止対策担当課長）
障害者福祉センター	37	1		7	27	2		会計年度任用職員16名
庶務相談係	8	(※1)1		2	4	1		(※1)参事（障害者福祉センター所長事務取扱）
支援係	22			3	18	1		会計年度任用職員16名
事業係	7			2	5			
計 14 課	544	5	10	98	407	24	0	

職員配置状況（職種別）

令和3年4月1日現在

	合 計	事務		福祉		医療・技術							技能	業務	他	備考	
		一般事務	福祉等	医 師	診療放射線 技師	歯科衛生士	理学療法士	検査技術	栄養士	保健師	看護師	衛生監視	介護指導等	一般業務等	再任用等		
健康福祉課	16	14														2	
健康福祉係	10	8(5)														2	()は派遣
事業調整係	6	6															
副参事（大規模福祉施設整備担当）		(1)															()は兼務
健康推進課	77	32				3			4	36						2	
健康係	13	13		(1)													()は兼務
健康づくり推進係	9	7							1	1							
王子健康支援センター	18	4				1			1	11							1
赤羽健康支援センター	21	5				1			1	13							1
滝野川健康支援センター	16	3				1			1	11							
参事（地域保健担当）				(1)													()は兼務
副参事（地域保健担当）				(1)													()は兼務
地域医療連携推進担当課長	5	5(9)		(1)													()は兼務
生活福祉課	115	95	19														1
庶務計画係	8	8															
生活支援係	5	5															
保護給付係	11	11															
相談係	16	12	3														1
医療介護係	6	6															
保護第一係	8	5	3														
保護第二係	10	6	4														
保護第三係	9	8	1														
保護第四係	8	7	1														
保護第五係	9	8	1														
保護第六係	8	7	1														
保護第七係	9	7	2														
保護第八係	8	5	3														
北部地域保護担当課長	44	33	11														
保護第九地区担当	9	7(18)	2														()は兼務
保護第十地区担当	8	5	3														
保護第十一地区担当	9	6	3														
保護第十二地区担当	9	9															
保護第十三地区担当	9	6	3	※一般事務に都派遣研修職員受入1名含む													
高齢福祉課	30	20	3							3							4
高齢福祉係	12	11															1
高齢相談係	18	9	3							3							3
長寿支援課	21	14								3							4
障害福祉課	70	44	18							3			1				4
障害福祉係	15	15															
公害保健係	4	4															
王子障害相談係	33	17	11							2			1				2
赤羽障害相談係	18	8	7							1							2
副参事（障害者施策推進担当）		(1)															()は兼務
介護保険課	41	38															3
給付調整係	18	18															
認定調査係	14	11															3
介護保険料係	9	9															
生活衛生課	40	8		1								31					0
生活衛生係	9	7		1								1					
環境衛生主査	10	1										9					
食品衛生主査	15											15					
医薬衛生主査	6											6					
受動喫煙防止対策担当課長	4	4															
保健予防課	39	21		2					2	9		4					1
保健予防係	8	7		1													
結核感染症係	25	14		1						9		(9)					1 ()は兼務
栄養指導主査	2								2								
予防接種主査																	
試験検査主査	4											4					
精神保健主査			(1)														()は兼務
副参事（業務調整担当）		(1)															()は兼務
副参事（新型コロナウイルス感染症医療調整担当）		(1)															()は兼務
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	5	5(3)		(1)													()は兼務
障害者福祉センター	37	10	22							2	1						2
庶務相談係	8	7															1
支援係	22	2	18								1						1
事業係	7	1	4							2							
計 14 課	544	343	73	3	0	3	0	0	6	56	1	35	1	0	23		

分 掌 事 務

令和3年4月1日現在

健康福祉部

健康福祉課

健康福祉係

- 1 保健福祉事業の推進に関すること。
- 2 民生委員推薦会に関すること。
- 3 民生委員及び児童委員に関すること。
- 4 福祉のまちづくりに関すること。
- 5 社会福祉協議会に関すること。
- 6 社会福祉事業団に関すること。
- 7 健康及び福祉関係諸団体との連絡調整並びに支援に関すること(他に規定するものを除く。)
- 8 福祉有償運送に関すること。
- 9 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び旧軍人の恩給等に関すること。
- 10 部の庶務に関すること。
- 11 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 12 社会福祉法人に関する連絡調整及び認可等に関すること。
- 13 部内他の課、係に属しないこと。

事業調整係

- 1 区が事業者となる介護老人福祉施設に関すること。
- 2 区が事業者となる通所介護事業に関すること。
- 3 地域保健福祉に関する調査、計画及び調整に関すること(他に規定するものを除く。)
- 4 特別養護老人ホーム等福祉施設の整備に関すること(他に規定するものを除く。)
- 5 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 6 社会福祉法人に関する報告の徴収、指導監査及び社会福祉充実計画の承認に関すること。

副参事

- 1 区立特別養護老人ホームの大規模改修に関すること。
- 2 民間特別養護老人ホームの整備に関すること。
- 3 民間介護老人保健施設の整備に関すること。

健康推進課

健康係

- 1 成人及び母子保健事業に関すること。
- 2 健康診査及びがん検診等に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 3 医療関係諸団体との連絡調整に関すること。
- 4 課内他の係に属しないこと。

健康づくり推進係

- 1 健康づくり計画に関すること。
- 2 区民の健康づくりに関すること（他に規定するものを除く。）。
- 3 健康づくり推進協議会に関すること。

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

- 1 健康相談、健康教育及び保健指導に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 区民の健康づくりの支援に関すること。
- 3 母性、乳幼児等の健康診査等の実施に関すること。
- 4 成人及び母子保健事業の実施に関すること。
- 5 施設の維持管理及び運営に関すること（滝野川健康支援センターに限る。）。
- 6 健康支援センター間の事務の調整に関すること（王子健康支援センターに限る。）。

副参事

- 1 成人及び母子保健事業の実施に関すること（精神保健に限る。）。
- 2 医療関係諸団体との連絡調整に関すること。

地域医療連携推進担当課長

課務担当主査

- 1 地域医療連携に関すること。
- 2 休日診療等に関すること。
- 3 在宅療養推進に関すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

生活福祉課

庶務計画係

- 1 被生活保護世帯等への法外援護事務に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 課内他の係に属しないこと。

生活支援係

- 1 生業資金に関すること（償還に関するものに限る。）。
- 2 応急小口資金（母子福祉応急小口資金を含む。）に関すること。
- 3 女性福祉資金に関すること。
- 4 母子及び父子福祉資金に関すること。
- 5 災害援護資金に関すること。
- 6 精神障害者の医療保護入院に係る区長同意に関すること。
- 7 行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律第9条に関すること。
- 8 中国残留邦人等及び特定配偶者への支援に関すること。
- 9 生活困窮者自立支援事業及び北区くらしとしごと相談センターに関すること。

保護給付係

- 1 被生活保護世帯等への法外援護事務の経理に関すること。

相 談 係

- 1 要保護者の相談に関すること。
- 2 女性相談及び母子・父子相談に関すること。
- 3 母子生活支援施設に関すること。
- 4 母子及びひとり親に係る個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付、面接相談並びに経理に関すること（他に規定するものを除く。）。

医療介護係

- 1 医療券及び介護券発行に係る法外援護事務に関すること。

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

保護第五係

保護第六係

保護第七係

保護第八係

上記各係は、担当地区における次の事務を分掌する。

- 1 被生活保護世帯等に係る法外援護事務に関すること。

北部地域保護担当課長

課務担当主査（保護第九地区担当）

課務担当主査（保護第十地区担当）

課務担当主査（保護第十一地区担当）

課務担当主査（保護第十二地区担当）

課務担当主査（保護第十三地区担当）

上記各担当は、担当地区における次の事務を分掌する。

- 1 被生活保護世帯等に係る法外援護事務に関すること。

高齢福祉課

高齢福祉係

- 1 高齢者の福祉増進に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 老人保健福祉計画に関すること。
- 3 地域包括ケアシステムの総合調整に関すること。
- 4 地域包括支援センターの経理に関すること。
- 5 シルバー人材センターに関すること。
- 6 授産場に関すること。
- 7 老人いきいの家に関すること。
- 8 いきがい活動センターに関すること。
- 9 課内他の係に属しないこと。

高齢相談係

- 1 高齢者福祉事業に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 高齢者福祉の総合相談及びサービスの調整に関すること。
- 3 地域包括支援センター事業に関すること。
- 4 特別養護老人ホームの入所の調整に関すること。
- 5 養護老人ホームの措置に関すること。
- 6 高齢者に係る成年後見に関すること（他に規定するものを除く。）。

課務担当主査

- 1 高齢者虐待防止センターに関すること。

長寿支援課

- 1 地域包括ケアシステムの推進に関する事。
- 2 高齢者の生活支援体制の整備に関する事。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 4 認知症高齢者の総合支援に関する事。
- 5 高齢者の介護と医療の連携に関する事。
- 6 介護予防事業の企画、計画、調整、普及及び啓発に関する事。
- 7 高齢者のいきがいつくりに関する事。
- 8 高齢者地域自立支援ネットワークに関する事。
- 9 シニアクラブに関する事。
- 10 敬老事業に関する事。
- 11 介護予防拠点施設に関する事。

障害福祉課

障害福祉係

- 1 障害者の福祉増進に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 2 障害者保健福祉に関する調査、計画及び調整に関する事。
- 3 障害者福祉施設の整備に関する事。
- 4 障害者団体との連絡調整に関する事。
- 5 障害者の就労支援に関する事。
- 6 障害者の地域自立生活支援に関する事。
- 7 障害福祉サービス等事業者の指導監査に関する事。
- 8 課内他の係に属しない事。

公害保健係

- 1 公害健康被害の補償給付に関する事。
- 2 公害健康被害認定審査会に関する事。
- 3 公害診療報酬等審査会に関する事。
- 4 大気汚染に係る健康障害の認定及び医療券の交付等に関する事。
- 5 大気汚染障害者認定審査会に関する事。
- 6 公害保健福祉事業に関する事。
- 7 健康被害予防事業に関する事。

王子障害相談係

赤羽障害相談係

- 1 障害者保健福祉の総合相談及びサービスの調整に関すること。
- 2 障害者保健福祉事業に関すること。
- 3 障害者介護給付費等審査会に関すること。
- 4 障害支援区分の認定に関すること。
- 5 障害支援区分の認定調査に関すること。
- 6 心身障害者医療の助成に関すること。
- 7 障害者自立支援医療に関すること。
- 8 障害者に係る成年後見に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 9 特殊疾病及び難病患者に関すること。
- 10 障害相談係間の事務の調整に関すること（王子障害相談係に限る。）。

課務担当主査

- 1 障害者虐待防止センターに関すること。

副参事

- 1 障害者保健福祉に関する計画及び施策全般の調整に関すること。
- 2 障害者福祉施設の整備に関すること。

介護保険課

給付調整係

- 1 介護保険事業計画に関すること。
- 2 介護保険の特別会計に関すること。
- 3 介護保険の広報及び統計に関すること。
- 4 介護保険運営協議会に関すること。
- 5 介護保険の給付に関すること。
- 6 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給に関すること。
- 7 不正利得に関すること。
- 8 国民健康保険団体連合会の事務委託に関すること。
- 9 セルフプランの受付及び作成指導に関すること。
- 10 給付についての苦情相談に関すること。
- 11 給付の統計に関すること。
- 12 介護老人保健施設の指導監査に関すること。
- 13 居宅介護支援及び介護予防支援並びに地域密着型サービス事業者等の指定及び監督に関すること。
- 14 地域密着型サービス拠点施設の整備に関すること。

- 15 介護給付等対象サービス事業者の指導調整に関する事。
- 16 介護予防・日常生活支援総合事業の給付サービス並びに事業者の指定及び監督に関する事。
- 17 課内他の係に属しない事。

認定調査係

- 1 要介護認定の審査に関する事。
- 2 介護認定審査会に関する事。
- 3 認定調査に関する事。
- 4 認定調査についての苦情相談に関する事。
- 5 認定調査の統計に関する事。

介護保険料係

- 1 第一号被保険者の資格管理に関する事。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の資格管理に関する事。
- 3 住所地特例に関する事。
- 4 被保険者証の発行に関する事。
- 5 介護保険料の賦課徴収に関する事。
- 6 介護保険料の口座振替に関する事。
- 7 介護保険料の還付及び充当に関する事。
- 8 介護保険料の減免に関する事。
- 9 介護保険料その他徴収金の滞納整理に関する事。
- 10 介護保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 11 介護保険料の差押財産の換価処分に関する事。
- 12 介護保険料についての苦情相談に関する事。
- 13 介護保険料の統計に関する事。

生活衛生課

生活衛生係

- 1 動物の適正飼養に関する事。
- 2 獣医衛生統計調査に関する事。
- 3 課内他の係に属しない事。

課務担当主査（環境衛生主査）

- 1 ねずみ及び衛生害虫等の防除指導に関する事。
- 2 環境衛生の連絡調整に関する事。

課務担当主査（食品衛生主査）

- 1 食品衛生の連絡調整に関する事。

課務担当主査（医薬衛生主査）

- 1 医薬衛生の連絡調整に関する事。

受動喫煙防止対策担当課長

課務担当主査

- 1 受動喫煙防止対策に関する事。

保健予防課

保健予防係

- 1 地域保健の研究及び研修に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 2 課内他の係に属しない事。

結核感染症係

- 1 結核の予防に関する事。
- 2 エイズの予防に関する事。
- 3 その他感染症の予防に関する事。

課務担当主査（栄養主査）

- 1 栄養指導に関する事。

課務担当主査（予防接種主査）

- 1 予防接種に関する事（他に規定するものを除く。）。

課務担当主査

- 1 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事。

障害者福祉センター

庶務相談係

- 1 センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。
- 2 センターの公印の管守に関する事。
- 3 センターの予算、決算及び会計に関する事。
- 4 センターの維持管理及び運営に関する事。
- 5 施設の使用に関する事。
- 6 通所バスの運行に関する事。
- 7 障害者（児）の相談に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 8 区立の障害者福祉施設に関する事（他に規定するものを除く。）。

- 9 民間の障害者福祉施設の助成に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 10 就労継続支援、就労移行支援、自立訓練事業所の支援に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 11 障害者の地域活動支援に関する事。
- 12 センターの使用料の徴収に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 13 センターが所管する社会福祉法人の業務検査に関する事。
- 14 前各号のほか、他の係に属しない事。

支 援 係

- 1 生活介護事業利用者の生活支援及び作業活動に関する事。
- 2 生活介護事業利用者の保健衛生に関する事。
- 3 生活介護事業利用者の負担金徴収及び介護給付費の請求、代理受領に関する事。
- 4 地域活動に関する事。

事 業 係

- 1 講座・講習会に関する事。
- 2 機能訓練に関する事。

北区保健所

生活衛生課

生活衛生係

- 1 狂犬病予防その他の獣医衛生に関すること。
- 2 所の公文書類の収受、配付、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 所の公印の管守に関すること。
- 4 所の歳入歳出予算、決算及び会計に関すること。
- 5 所の維持管理及び運営に関すること。
- 6 所内他の課、係に属しないこと。

課務担当主査（環境衛生主査）

- 1 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、プール等の許認可及び監視指導に関すること。
- 2 温泉の利用許可及び監視指導に関すること。
- 3 墓地等の許可に関すること。
- 4 特定建築物の届出及び衛生指導に関すること。
- 5 専用水道、簡易専用水道等の水道施設及び飲料水の衛生指導に関すること。
- 6 環境衛生の普及啓発に関すること。
- 7 住居衛生その他の環境衛生に関すること。

課務担当主査（食品衛生主査）

- 1 食品衛生に係る営業許可及び届出受理に関すること。
- 2 食品衛生に係る監視指導及び不良食品の処理に関すること。
- 3 食中毒の調査に関すること。
- 4 食品の検査に関すること。
- 5 食品衛生に係る衛生教育に関すること。
- 6 食品衛生普及啓発に関すること。
- 7 調理師免許に係る申請に関すること。
- 8 製菓衛生師免許に係る申請に関すること。
- 9 その他の食品衛生に関すること。

課務担当主査（医薬衛生主査）

- 1 診療所、助産所、施術所等医療関係施設の許認可及び監視指導に関すること。
- 2 医師等医療従事者の免許申請に関すること。
- 3 衛生検査所の登録及び監視指導に関すること。
- 4 救急医療機関の認定申請に係る調査に関すること。
- 5 薬局、店舗販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業の許認可

び監視指導に関すること。

- 6 麻薬小売業者の免許及び監視指導に関すること。
- 7 薬局製造販売医薬品製造販売業に係る承認に関すること。
- 8 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可及び監視指導に関すること。
- 9 管理医療機器販売業及び貸与業の届出及び監視指導に関すること。
- 10 毒物又は劇物販売業の登録及び監視指導に関すること。
- 11 毒物又は劇物業務上取扱者の届出及び監視指導に関すること。
- 12 家庭用品の試買検査及び品質管理に係る指導に関すること。
- 13 薬物乱用防止に関すること。
- 14 医療衛生統計調査に関すること。
- 15 その他の医薬衛生に関すること。

受動喫煙防止対策担当課長

課務担当主査

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

保健予防課

保健予防係

- 1 地域保健の研究及び研修に関すること。
- 2 人口動態等統計調査に関すること。
- 3 課内他の係に属しないこと。

結核感染症係

- 1 結核対策に関すること。
- 2 エイズ対策に関すること。
- 3 その他感染症対策に関すること。
- 4 エックス線検査に関すること。

課務担当主査（検査主査）

- 1 試験及び検査に関すること。

課務担当主査（栄養主査）

- 1 栄養調査及び特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- 2 健康づくり推進店に関すること。

課務担当主査（予防接種主査）

- 1 予防接種に関すること。

課務担当主査（精神保健主査）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく保健所長
経由事務に関すること。

副参事

- 1 保健所業務全般の調整に関すること。

副参事

- 1 新型コロナウイルス感染症の医療調整に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

課務担当主査

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種の実施に関すること。

北区福祉事務所

生活福祉課

庶務計画係

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に係る個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関すること。
- 2 被生活保護世帯への自立支援事業計画に関すること。
- 3 所の公印の管守に関すること。
- 4 社会福祉事業統計の総括に関すること。
- 5 所内の他の課、係に属しないこと。

保護給付係

- 1 生活保護法に係る措置に基づく経理に関すること。

相談係

- 1 要保護者の相談に関すること。
- 2 生活保護法に係る受付及び面接相談に関すること。
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に係る受付、面接相談及び入所等に基づく経理に関すること。
- 4 生活保護事務の連絡調整に関すること。

医療介護係

- 1 生活保護法に基づく医療券の発行に関すること。
- 2 生活保護法に基づく介護券の発行に関すること。

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

保護第五係

保護第六係

保護第七係

保護第八係

上記各係は、担当区域における次の事務を分掌する。

- 1 生活保護法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。
- 2 児童福祉法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。

北部地域保護担当課長

課務担当主査（保護第九地区担当）

課務担当主査（保護第十地区担当）

課務担当主査（保護第十一地区担当）

課務担当主査（保護第十二地区担当）

課務担当主査（保護第十三地区担当）

上記各担当は、担当区域における次の事務を分掌する。

- 1 生活保護法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。
- 2 児童福祉法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。

高齢福祉課

高齢福祉係

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関すること。
- 2 課内他の係に属しないこと。

高齢相談係

- 1 老人福祉法及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付及び相談に関すること。

障害福祉課

障害福祉係

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関すること。
- 2 課内他の係に属しないこと。

王子障害相談係

赤羽障害相談係

- 1 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付及び相談に関すること。

※事業名に付記した(〇〇〇千円)は、令和3年度予算額を掲載

※新型コロナウイルス感染症対策関連事業には「*」を付記

※新型コロナウイルス感染症対応により中止した事業は「中止」と表記

健康福祉部

健康福祉課

1 民生委員・児童委員関係

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域における気軽な相談相手として地域の方から福祉に関する相談を受け、助言、援助等の支援を行っている。

主任児童委員は、児童福祉を専門に担当し、児童福祉関係機関との連絡調整を行い、担当区域の児童委員と一体となって児童福祉分野での活動を展開している。

また、平成19年度から民生委員・児童委員協力員制度が発足し、都知事から委嘱された協力員が民生委員・児童委員の活動の一部に協力している。

(1) 民生委員・児童委員(令和3年4月1日現在) (52,626千円)

【定数】 区域担当委員 303人 主任児童委員 20人

【現員】 区域担当委員 286人 主任児童委員 20人

※十条、王子、豊島・堀船、赤羽東、赤羽中央、桐ヶ丘、赤羽北、滝野川、西ヶ原、田端の10地区に分かれ、毎月地区協議会が開催されている。

《協力員》 定数 30人 現員 15人

(2) 民生委員推薦会 (611千円)

推薦委員 14人

民生委員・児童委員の一斉改選及び欠員補充の際に、民生委員候補者を推薦する。

2 補助事業

(1) 北区社会福祉協議会運営費補助	59,378千円
(2) 権利擁護センター「あんしん北」運営費補助	40,333千円
(3) コミュニティソーシャルワーカー配置補助	12,000千円
(4) 北区社会福祉事業団運営費補助	66,075千円
(5) 3地区遺族会	600千円

3 福祉のまちづくり整備の推進 (33千円)

共同住宅や店舗、病院等、多数の人が利用する施設について、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう建築主への指導等を行い、バリアフリー化を推進し、だれもが住みやすい、思いやりのあるまちづくりを目指す。

令和2年度実績

相談・受付 相談件数 156件(都のまちづくり条例の相談件数を含む。)

事前協議受付件数 64件（都のまちづくり条例の受付件数を含む。）

4 原爆被爆者に対する援護 (1,032千円)

区内の原爆被爆者に対して見舞金を支給する。（年1回 1人 10,000円）

令和2年度実績 87人

5 戦傷病者・戦没者遺族等の援護並びに旧軍人の恩給に関する受付事務

(1) 旧軍人等の恩給（恩給法）

令和2年度受付 0件 累計 6,630件

(2) 遺族年金、遺族給与金等（戦傷病者戦没者遺族等援護法）

令和2年度受付 0件 累計 3,239件

(3) 弔慰金（戦傷病者戦没者遺族等援護法）

令和2年度受付 0件 累計 3,932件

(4) 戦没者等の妻に対する特別給付金（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法）

令和2年度受付 0件 累計 2,744件

(5) 特別弔慰金（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法）

令和2年度受付 679件 累計 9,461件

(6) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法）

令和2年度受付 0件 累計 703件

(7) 戦没者の父母等に対する特別給付金（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法）

令和2年度受付 0件 累計 103件

6 戦没者の慰霊 (54千円)

平和祈念事業の一環として、北区遺族連合会と戦没者追悼の集いを開催する。

令和2年度実績 中止

令和3年度予定 実施日 8月3日（場所：北とびあ・つつじホール）

7 福祉人材確保支援事業

(1) 福祉人材確保支援事業（福祉のしごと総合フェア） (3,850千円)

人員不足に苦慮している福祉職場の人材確保策を支援するため、就職の機会として「北区福祉のしごと総合フェア」を開催し、区民への良質な福祉サービスの提供体制を維持していく。事業の実施は、北区社会福祉協議会に委託して行う。

令和2年度実績 中止

令和3年度予定 実施日 6月25日、9月17日、1月21日（場所・北とびあ）

(2) 福祉資格支援事業 (3,750千円)

区内の介護保険施設等において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする

職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより、未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援する。

令和2年度実績 介護職員初任者研修：10人

介護福祉士：11人

対象施設 区内の介護保険施設等

対象職員 常勤職員及び非常勤職員

対象資格及び補助額（実費）

・介護職員初任者研修

研修受講料：1人当たり 10万円以内

賃金相当額：1人当たり 5万円以内

・介護福祉士

実技講習受講料と国家試験受験料の合計：1人当たり 15万円以内

賃金相当額：1人当たり 5万円以内

8 受験生チャレンジ支援事業 (8,500千円)

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。申請受付等は、北区社会福祉協議会に委託して行う。（事業の実施主体は東京都社会福祉協議会）

令和2年度実績 相談受付件数（電話を含む） 389件

新規来所者数 255件

貸付決定件数 190件

9 避難行動要支援者対策事業 (3,901千円)

障害者や一人暮らしの高齢者など災害時に自力で避難することが困難で、特に支援が必要な区民を対象に、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新している。また、災害時及び水害時の避難支援を実効性のあるものとするため、個別計画の記載内容の検討を行う。

***水害時における福祉避難所における感染症対策資機材の調達（防災・危機感管理課から執行委任）**

令和2年度においては、水害時における福祉避難所の感染症対策のため、問仕切りや体温計・マスク・アルコール消毒液等の資機材を購入した。

10 社会福祉法人の認可及び指導監査等 (1,089千円)

北区内の社会福祉法人で、北区内のみで事業活動を行う法人に係る設立等の認可事務及び法人の指導監査を実施している。法人の設立認可及び指導監査における決算書類等の確認について、一部外部委託を活用している。

令和3年4月1日現在 17法人

11 区立の介護福祉施設で行う介護保険事業

(1) 介護老人福祉施設事業（特別養護老人ホームの運営）※短期入所生活介護を含む。（317,067千円）

介護保険法の要介護認定で要介護と認定された高齢者等を対象に、介護サービス・日常生活上の世話などを行う。（短期入所生活介護の対象者は要支援を含む。）

《施設概要》

（令和3年4月1日現在）

名称	所在地	定員	開設年月日
上中里つつじ荘	上中里2-45-2	特養 120人 短期入所 10人	平成5年7月1日
清水坂あじさい荘	中十条4-16-32	特養 155人 短期入所 5人	平成10年10月30日
桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26	特養 106人 短期入所 10人	平成13年5月21日

《指定管理者》

社会福祉法人 北区社会福祉事業団（上中里つつじ荘、清水坂あじさい荘）

社会福祉法人 東京聖労院（桐ヶ丘やまぶき荘）

※上中里つつじ荘は、令和3年4月14日に大規模改修工事のため、旧浮間さくら荘（浮間3-1-26）へ仮移転を実施。（特養 定員65名 短期入所 定員0名 ※特養の空床利用のみ）

(2) 通所介護事業

（14,694千円）

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援と認定された高齢者等を対象に、介護支援専門員の作成したケアプランに基づき食事・入浴等の介護サービスを提供する。

《高齢者在宅サービスセンター》

上中里つつじ荘（令和2年4月から休止）、清水坂あじさい荘、桐ヶ丘やまぶき荘、
田端、滝野川西、堀船

《指定管理者》

社会福祉法人 北区社会福祉事業団（上中里つつじ荘（休止中）、清水坂あじさい荘、田端、滝野川西）

社会福祉法人 東京聖労院（桐ヶ丘やまぶき荘）

社会福祉法人 光照園（堀船）

*令和2年度においては、短期入所生活介護施設及び通所介護施設について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減収に伴い、各施設の状況に鑑み一定額を指定管理料

として補てんした。

*区立特養施設における新型コロナウイルス感染者発生時の感染拡大防止のため、フェイスシールド・防護用ガウン・簡易陰圧装置を購入した。令和3年度も引き続き、衛生物資の確保に努める。

12 特別養護老人ホーム等大規模改修事業 (598,095千円)

特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難になった高齢者の生活の場として、最も多くの整備要望が寄せられている施設である。今後も多くの入所待機者が見込まれる状況を鑑み、老朽化する区立特別養護老人ホームの大規模改修を実施する。

《対象施設》 上中里つつじ荘

13 介護老人保健施設等複合施設の整備 (135,000千円)

旧赤羽中学校跡地を活用し、「安全で災害に強く誰もがいきいきと健やかにくらすまち」というコンセプトを実現するため、民間医療法人等による介護老人保健施設等複合施設を整備・誘導する。

《整備概要》

- ①整備予定地 北区志茂 1-19-14
- ②建 物 鉄筋コンクリート造 地上7階建て/ 建築面積 約3,307.96㎡
- ③整備事業者 医療法人社団博栄会、ライクアカデミー株式会社
- ④主 な 施 設 介護老人保健施設、総合病院、通所リハビリ施設、認可保育所等
- ⑤開 設 介護老人保健施設 令和3年10月開設(予定)

*14 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例貸付(北区社会福祉協議会事業)

(1) 緊急小口資金(特例貸付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象とした貸付を行う。

令和2年度実績 相談件数 8,380件 申請件数 6,460件

(2) 総合支援資金(特例貸付)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象とした貸付を行う。

令和2年度実績 相談件数 12,222件 申請件数 4,521件

健康推進課

第1 成人保健

「健康増進法」に基づく健康増進事業として、健康診査、がん検診、その他の保健事業を実施している。

- 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業
健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導
- 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業
歯周疾患健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導、がん検診

1 健康診査

(410,728千円)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、区は医療保険（北区国民健康保険）者として40歳から74歳までの北区国民健康保険の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施するほか、後期高齢者医療制度の対象者については後期高齢者医療広域連合からの受託による健康診査を実施している。

健康推進課では、国保年金課からの執行委任による、北区国民健康保険の加入者及び後期高齢者医療制度の対象者に対する健康診査に加え、30代の区民、生活保護受給者等を対象とした健康診査を実施している。また、社会保険被扶養者等を対象に、保険者が実施する特定健康診査の項目とは別に、北区独自の追加健診項目を実施する。このほか、眼科健診、耳の健診、歯周病検診・口腔機能維持向上健診等を、各健診ごとに設定した対象者に対して実施している。

(1) 若年健康診査

(10,213千円)

実施方法	北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）
対象者	30歳から39歳の勤務先等で健診機会がない区民
健診項目	問診、身長・体重・BMI・腹囲測定、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、血液一般検査、尿潜血、血清尿酸、血清クレアチニン
実施期間	6月1日～1月31日
自己負担	1,000円
令和2年度 受診者数	922人

(2) 健康増進法に基づく健康診査・保健指導

(59,001千円)

① 健康診査(健康増進健診)

実施方法	北区医師会に委託・個別方式(区内実施医療機関)		
対象者	40歳以上の生活保護受給者等		
健診項目	基本項目:問診、身長・体重・BMI・腹囲測定(75歳以上は腹囲測定はなし)、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査 詳細項目:貧血検査、心電図検査、眼底検査(40歳~74歳の方のみ) 追加項目:血液一般検査、尿潜血、血清検査(クレアチニン等)		
実施期間	40歳~74歳	6月1日~1月31日	
	75歳以上	6月1日~1月31日	

② 保健指導

実施方法	外部委託
対象者	健康診査の結果、国が示している腹囲、血糖、血圧、脂質の基準値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、または脂質異常症の治療に関わる薬剤を服用していない者
支援方法	動機づけ支援(面接による支援と3か月後または、6か月後の評価) 積極的支援(面接による支援を行った後、3か月以上の継続的な支援と3か月後または、6か月後の評価)
実施時期	健康診査終了後、概ね2か月後から実施

令和2年度 健康増進健診実績(40歳以上) 単位:人

対象者	受診券発送数	受診者数	受診率
40~64歳	2,406	411	17.1%
65~74歳	2,374	519	21.9%
75歳以上	2,629	723	27.5%
計	7,409	1,653	22.3%

(参考) 特定健康診査実績(40~74歳)(区民部より再掲) 単位:人

対象者	受診券発送数	受診者数	受診率
40~64歳	26,936	8,349	31.0%
65~74歳	25,489	12,804	50.2%
計	52,425	21,153	40.3%

(参考) 後期高齢者健康診査実績(区民部より再掲) 単位:人

対象者	受診券発送数	受診者数	受診率
後期高齢者医療制度被保険者※	42,735	21,122	49.4%

※後期高齢者医療制度被保険者・・・次の(1)及び(2)の方

(1) 75歳以上の方 (2) 65~74歳で、一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入している方

(3) 胸部X線検査 (124,737千円)

感染症法に基づき、40歳以上の者を対象に特定健診等にあわせ結核検診として実施する。

令和2年度 受検者数 44,693人

(4) 肝炎検診 (13,378千円)

健康増進法に基づき、特定健診等と同時に実施する。

令和2年度：40歳以上

単位：人

対象者	受診者数	C型肝炎		B型肝炎	
		「現在、感染している可能性が極めて高い」と判定された者		陽性者	
		人数	割合	人数	割合
節目年齢(40歳)	91	0	0.00%	0	0.00%
節目外年齢	3,325	7	0.21%	24	0.72%
計	3,416	7	0.20%	24	0.70%

(5) 社会保険被扶養者等特定健診レベルアップ (11,038千円)

40歳～74歳の区民で、北区国民健康保険以外の健康保険に加入している被扶養者等を対象に保険者の実施する健診項目とは別に、北区独自の追加健診項目を実施する。

①「北区追加健診」

保険者の実施する特定健診と同時に、心電図検査、血液一般検査、尿潜血、血清検査(クレアチニン等)を行う。

令和2年度 受診者数 901人

②「北区追加健診(単独実施)」

保険者の実施する特定健診とは別に、心電図検査、血液一般検査、血清検査(クレアチニン等)を行う。

令和2年度 受診者数 468人

(6) 眼科健診 (66,937千円)

北区医師会に委託し、実施医療機関を会場として個別方式で行う。

対象者 40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の区民

実施期間 7月1日～11月30日

診査内容 問診、視診、細隙燈顕微鏡検査、眼底検査、眼圧検査、屈折検査、矯正視力検査、眼底カメラ(必要な場合に実施)

自己負担 500円

令和2年度 受診者数 6,032人

(7) 耳の健診 (60,462千円)

北区医師会に委託し、実施医療機関を会場として個別方式で行う。

対象者 65歳以上の奇数年齢の区民

実施期間 7月1日～10月30日

診査内容 問診、視診、標準純音聴力検査
 自己負担 500円
 令和2年度 受診者数 6,687人

(8) 歯周病検診・口腔機能維持向上健診 (64,962千円)

地区歯科医師会に委託し、区内実施医療機関を会場として個別方式で行う。

①歯周病検診

対象者 40・45・50・55・60・65・70歳の区民
 実施期間 6月1日～1月31日
 診査内容 問診・口腔内診査
 令和2年度 受診者数 3,790人

②口腔機能維持向上健診

対象者 75・77・79・80・81・83・85歳の区民
 実施期間 6月1日～1月31日
 診査内容 歯周病検診検査項目・口腔機能検査
 令和2年度 受診者数 4,026人

2 がん検診

がんを早期発見し、がん死亡を減少させることを目的に、胃・子宮・乳・大腸・肺がん検診を実施している。

(1) 胃がん検診 (112,458千円)

医療機関方式と検診機関・検診車方式により胃がん検診を実施している。

また、血清ペプシノゲンと血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査による胃がんハイリスク検診を実施している。

①医療機関方式 (76,603千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 50歳以上の区民（前年度内視鏡検査未受診者）
 検診内容 問診、エックス線撮影または内視鏡検査

②検診機関・検診車方式 (15,452千円)

東京都予防医学協会に委託し、市ヶ谷にある検診機関または検診車を王子健康支援センター及び赤羽健康支援センターに派遣して検診を実施している。

対象者 37歳以上の区民（前年度内視鏡検査未受診者）
 検診内容 問診、エックス線撮影

令和2年度 単位：人

方 式	受診者数	要精密者数
医療機関（内視鏡）	1,657	17
医療機関（X線）	171	19

検 診 機 関	317	13
検 診 車	416	15
計	2,561	64

③胃がんハイリスク検診 (20,403千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 30・40歳の区民（過去に胃がんハイリスク検診を受診された方を除く）

検診内容 問診、血液検査

自己負担 1,000円

令和2年度 受診者数 1,198人（高リスク者数 150人）

(2) 子宮がん検診 (62,084千円)

子宮がん検診は、下記の①、②については申込制。医師が必要と認めた場合は、子宮体がん検診を実施。③については対象者に子宮頸がんのクーポン券を送付し、申込不要で実施している。

①医療機関方式 (43,340千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 20歳以上の女性区民（前年度未受診者）

検診内容 問診、視診、細胞診

②検診機関方式 (16,778千円)

東京都予防医学協会に委託して実施。

対象者 20歳以上の女性区民（前年度未受診者）

検診内容 問診、視診、細胞診

③新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（子宮頸がん検診） (1,966千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 4月1日現在、20歳の女性区民。

検診内容 問診、視診、細胞診

令和2年度 単位：人

方 式	受診者数	要精密者数
医 療 機 関	3,950	116
検 診 機 関	1,259	98
新たなステージに入ったがん検診	151	9
計	5,360	223

(3) 乳がん検診 (89,231千円)

乳がん検診は、下記の①については申込制、②については対象者に乳がん検診無料クーポン券を送付している。

①医療機関方式 (79,459千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 40歳以上の女性区民（前年度未受診者）
 検診内容 問診、視触診（任意）、マンモグラフィ（乳房X線撮影）
 自己負担 1,000円

②新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（乳がん検診） (9,772千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 4月1日現在、40歳の女性区民。
 検診内容 問診、視触診（任意）、マンモグラフィ（乳房X線撮影）
 自己負担 なし（無料）

令和2年度 単位：人

方式	受診者数	要精密者数
医療機関	5,269	598
新たなステージに入ったがん検診	515	58
計	5,784	656

(4) 大腸がん検診 (94,310千円)

令和2年度から北区医師会に委託し、特定健康診査等と同時実施で大腸がん検診を実施している。また東京都予防医学協会に委託し、市ヶ谷にある検診機関または王子健康支援センター及び赤羽健康支援センターを検体の提出先として検診を実施している。

①医療機関方式大腸がん検診（特定健康診査等と同時実施） (88,709千円)

検診内容 便潜血反応検査（二日法）
 自己負担 300円

②検診機関方式大腸がん検診（東京都予防医学協会に委託） (5,601千円)

対象者 37歳以上の区民
 検診内容 便潜血反応検査（二日法）
 自己負担 300円

令和2年度 単位：人

方式	受診者数	要精密者数
医療機関	15,563	921
検診機関	1,435	87
計	16,998	1,008

(5) 肺がん検診 (17,584千円)

令和2年度から肺がん検診を実施している。市ヶ谷にある検診機関または検診車を王子健康支援センター及び赤羽健康支援センターに派遣して検診を実施している。

対象者 40歳以上の区民
 検診内容 問診、エックス線撮影、喀痰検査
 自己負担 500円（喀痰検査を併せて行う場合 800円）

令和2年度 受診者数 741人 (要精密者数 7人)

3 骨粗しょう症検診 (8,034千円)

骨粗しょう症の予防と早期発見を目的に、各健康支援センターで骨粗しょう症検診及び予防のための生活習慣改善指導を実施している。

対象者 30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民

令和2年度		単位：人	
受診者数	要指導者数	要精検者数	
2,217	977	12	

4 保健相談事業 (1,961千円)

(1) 肺がん予防対策事業 (1,120千円)

肺がんの一次予防(生活改善)強化策として、健診等の機会にたばこ肺がん予防に関する健康教育を実施し、区ニュースやホームページでも、禁煙への啓発を行っている。また、平成26年度から禁煙治療費の助成制度を実施している。

令和2年度 禁煙治療費助成 54人 (登録者 133人)

(2) 生活習慣病予防事業 (841千円)

糖尿病等の生活習慣病の予防、健康的な食習慣の定着を目的として、区の保健師や栄養士・歯科衛生士・北区楽しい食の推進員等が講師となり出張教育等を行っている。

(令和2年度)

区分	総数		王子		赤羽		滝野川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
出張健康教育	中止	—	—	—	—	—	—	—
食育出張講座	中止	—	—	—	—	—	—	—
自主グループ育成・支援	1	11	—	—	—	—	1	11
生活習慣病予防啓発事業	中止	—	—	—	—	—	—	—
働く世代の出前健康講座	中止	—	—	—	—	—	—	—

5 女性健康支援事業 (969千円)

(1) 女性の健康支援事業 (435千円)

女性の心身にわたる様々な悩みなどの相談を受けるため、平成18年度から女性の健康支援センターを設置し、女性医師による健康相談を実施。平成21年度からは、赤羽健康支援センターのみで実施している。平成30年度からは栄養相談、歯科相談、保健師相談を加えて実施している。

令和2年度		単位：人
回	数	5
女性医師による相談		21
栄養相談		37
歯科相談		37
保健師相談		37

(2) 乳がんの自己触診法普及 (534千円)

乳がんは、自己触診によって発見可能ながんと言われており、早期発見することで治癒率も高い。乳がんの早期発見のための検診受診勧奨並びに乳がん自己触診法を健診等の機会に紹介するとともに、テキスト・チラシ・啓発グッズを配布している。

令和2年度 啓発グッズの配布 7000個

第2 母子保健

妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査、保健指導、医療給付を行っている。

1 妊産婦健康診査 (255,018千円)

(1) 妊産婦健康診査 (221,329千円)

①妊婦健康診査

妊娠期間中、全妊婦を対象に医療機関に委託して妊婦健康診査等を実施している。診査項目は、梅毒血清検査・血圧測定・HBs抗原検査・HTLV-1抗体・尿のたん白及び糖等である。公費負担回数は妊婦健康診査14回、妊婦超音波検査1回、妊婦子宮頸がん検診1回となっている。

令和2年度 単位：人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	34,996	10,459	13,283	11,254

②産婦健康診査

妊娠高血圧症候群等の対策の一環として、乳児健康診査時に産婦に対して、妊娠中の既往調査を行い、有症者と出産後健診を受けていない者に対し、血圧測定等を実施し、異常の認められる者に対しては、専門医療機関での受診を指導している。

令和2年度 単位：人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	1,533	435	620	478

(2) 妊婦歯科健康診査 (7,807千円)

令和2年度から歯科医師会に委託し実施している。妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図り、妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育に寄与する。

令和2年度 受診者数 824人

(3) 里帰り出産等妊婦健康診査助成金 (25,882千円)

公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦の方に対し、費用を一部助成している。

令和2年度 助成件数 709件

2 妊産婦保健相談事業 (113,944千円)

(1) 母子健康手帳交付 (3,224千円)

母子保健法第15条の規定により妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する。

令和2年度

単位：冊

	区民事務所	健康推進課	計
交付	366	2,673	3,039
再交付	3	42	45
計	369	2,715	3,084

(2) 子育て世代包括支援センター事業 (46,954千円)

すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。令和2年度からオンラインによる面接も行っている。

令和2年度

単位：人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
面接者数	3,051	944	1,154	953

(3) はぴママ学級等 (2,131千円)

妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。また、令和2年度は両親学級をテーマにした動画を配信した。

(令和2年度)

区分	内訳	計	王子	赤羽	滝野川
はぴママ学級 (1日制)	実施回数	32	12	10	10
	受講延人数	310	130	107	73
パパになるための 半日コース	実施回数	中止	—	—	—
	受講延人数				

(4) 妊産婦・新生児訪問指導

(14, 398千円)

妊娠中の健康管理と出産準備、産後の母体回復、新生児の保育、その後の子どもの発育・発達等について、保健師及び助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。

また、新生児訪問の充実を図るため助産師による「赤ちゃん訪問」を実施している。

令和2年度

単位：人

区 分	計		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊 婦	30	36	10	11	9	12	11	13
産 婦	2,201 (1,924)	2,252 (1,938)	619 (572)	626 (576)	885 (780)	900 (784)	697 (572)	726 (578)
新生児	2,141 (1,912)	2,189 (1,926)	614 (577)	623 (581)	887 (785)	901 (789)	640 (550)	665 (556)
未熟児	28 (6)	34 (6)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	5 (1)	21 (4)	26 (4)

()内は、雇い上げ助産師実施分を再掲

(5) 産前産後サポート事業

(47, 237千円)

出産前後の母親の心身の疲労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を実施する。

①産前産後セルフケア講座

区内の児童館・子どもセンターを会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施する。

(令和2年度)

実施回数	参加者数	
	妊 婦	産 婦
中止	—	中止

※妊産婦のセルフケアをテーマとした動画を配信した。

②産後ケア事業

産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊（産後4ヵ月まで）または日帰り（令和3年度から産後6ヵ月まで）で利用し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援する。

(令和2年度)

区分	利用組数（組）	利用日数（日）
産後ショートステイ（産後4ヵ月まで）	319	973
産後デイケア（産後4ヵ月まで）	290	290

3 乳幼児健康診査 (138,027千円)

(1) 新生児聴覚検査 (9,712千円)

生後50日に達する日までの乳児を対象に、出生後間もない時期に耳の聞こえ（聴覚）の障害を発見するため、医療機関に委託して聴覚検査を実施している。

また、公費による新生児聴覚検査受診票を使うことができずに聴覚検査を受診した場合に、費用を一部助成している。

令和2年度 受診者数 1,908人
助成件数 564件

(2) 乳児健康診査 (59,038千円)

3～4か月児を対象に健康診査、保健指導を行い、6～7か月児、9～10か月児の健康診査を北区医師会に委託して実施している。

令和2年度乳児健康診査受診者数 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
3～4か月児	1,588	452	640	496
6～7か月児	5,148	—	—	—
9～10か月児				

※新型コロナウイルスの影響により、健康支援センターで乳児（3～4か月児）健診を受けることができずに医療機関で同等の健診を受けた場合に、費用の一部を助成した。

令和2年度 助成件数 687件

(3) 1歳6か月児健康診査 (36,271千円)

1歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施している。内科健康診査は北区医師会に委託して実施している。

令和2年度1歳6か月児歯科健康診査受診者数 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
健 康 診 査	2,679	—	—	—
歯 科 健 康 診 査	2,521	794	1,039	688

(4) 3歳児健康診査 (21,368千円)

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査及び心理判定を実施している。

令和2年度3歳児健康診査受診者数 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
健 康 診 査	2,774	875	1,156	743
歯 科 健 康 診 査	2,774	875	1,156	743

(5) 歯科健康診査 (11,638千円)

歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に歯科健康診査を行っている。

(令和2年度)

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
受 診 者 数	9, 575	2, 842	3, 712	3, 021
園 数	96	32	36	28
むし歯り患人数	903	279	349	275

4 乳幼児保健相談事業 (8, 192千円)

(1) 特別育児相談 (2, 512千円)

育児不安の予防や解消を図り、地域の中での子育ての仲間づくり、育児に関する知識の習得などを目的として、保健師が中心となって集団指導やグループワーク、必要に応じて個別相談を行っている。また、一般の乳幼児を対象とするもののほか、障害や疾病ごと、あるいは同じ立場の家族が集う会を行っている。

①育児に関する知識や知恵の学習と交流を目的とするもの

令和2年度特別育児相談実施状況（参加延人数）

単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
多 胎 児 の 会	中止	—	—	—
発達の遅れの児の支援	354	134	112	108
母 子 講 演 会	中止	—	—	—

②マザー&チャイルドグループ（リフレッシュタイム）

母親としての過重な負担感による抑うつ気分や育児ストレスからの軽減を目的として、心理相談員等の指導によるグループワークを行っている。

令和2年度マザー&チャイルドグループ（リフレッシュタイム）

内 訳	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
実 施 回 数	36	8	16	12
実 人 数	124	32	57	35
延 人 数	216	66	102	48

(2) 栄養・歯科保健相談 (5, 680千円)

①歯科保健相談

乳歯と永久歯のむし歯は高い相関性がみられるため、乳歯のむし歯を予防し生涯にわたって健康な歯を維持することを目的とした歯科健診・歯磨き指導・フッ化物塗布・講演会等を歯科医師会と連携して行っている。なお、栄養、歯科の両面からこの時期の望ましい食生活習慣について理解を深めるため、各事業において栄養士による相談等を行っている。

(令和2年度)

区 分	計		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
歯 科 健 診	15	351	5	93	5	133	5	125
予 防 処 置	22	129	8	44	8	44	6	41
歯 磨 き 教 室	中止	—	—	—	—	—	—	—
歯っぴいファミリー講習会	3	36	1	17	1	10	1	9
電話・来所相談	—	374	—	115	—	154	—	105

②栄養講習会（乳幼児分）

乳幼児の発達段階に応じた離乳食・幼児食への進め方について、実物の見本展示や調理実演を交えて行っている。なお、口の発達に合わせた食形態についての理解を深めるため、歯科衛生士による相談等も行っている。

(令和2年度)

区 分	総 数		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
計	44	414	14	126	16	166	14	122
離 乳 食 講 習 会	44	414	14	126	16	166	14	122
幼 児 食 講 習 会	中止	—	—	—	—	—	—	—

5 母子医療給付等

(30,632千円)

(1) 未熟児養育医療給付

(29,687千円)

未熟児は疾病にかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともある。そのため出生後すみやかに適切な治療上の処置を講ずる必要があるため、指定医療機関に入院させて医療の給付を行っている。

令和2年度 医療券交付件数 66件

(2) 妊娠高血圧症候群等医療助成

(803千円)

妊娠高血圧症候群及び糖尿病・妊娠貧血・産科出血・心疾患で入院加療をしている妊産婦に対して、必要な医療費の助成を行っている。

令和2年度 医療券交付件数 2件

(3) 療育給付

(140千円)

骨関節結核又は他の結核にかかり入院が必要な18歳未満の児童に対し、医療及び日用品等の給付を行っている。

令和2年度 療育医療券交付件数 0件

第3 健康施策

1 新型コロナウイルス感染症対策として中止等の対応をした事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症対策として、下記のとおり事業の中止等を行った。

※当該中止等を行った事業の令和2年度の実績は下記のとおりとし、各項目での記載は割愛する。

事業名	中止等の区分	代替措置
区民健康づくり大作戦事業		
元気で輪っしょい！健康フェスティバル2020（ウォーキング大会除く）	中止	-
2020北・水辺ウォーク	中止	北・水辺ウォークコースガイドを作成・配布 あるきたコースチャレンジにて北・水辺ウォークのコースを追加しキャンペーンを実施
桜ウォーク2021	中止	桜ウォークコースガイドを作成・配布 あるきたコースチャレンジにて桜ウォークのコースを追加
「北区さくら体操」普及	派遣中止	北区さくら体操のDVD映像の一部を北区ホームページ及びYouTube北区公式チャンネルで公開
みんな元気！健やか長寿事業		
筋力アップ体操教室（全19会場）	中止	体操動画を2本作成、北区ホームページ及びYouTube北区公式チャンネルで公開
ロコモ予防の普及・啓発	講座中止 講演会中止	北区ホームページに普及啓発ページを新設
新型栄養失調予防の普及・啓発	講座中止	各高齢者あんしんセンターに講座リーフレット（一部抜粋）を掲示・配布
楽しく食べよう！食育推進事業		
北区みんなで楽しむ食育フェア2021（食育講演会等を含む）	中止	-
児童館派遣講座	中止	各児童館等に食育講座リーフレットを掲示・配布
親子クッキング教室	中止	北区ホームページに親子クッキング教室で活用したレシピを公開
食育体験教室（お茶の水女子大学連携事業）「理科で食育」	中止	お茶の水女子大学と連携し食育動画を2本作成、北区ホームページ及びYouTube北区公式チャンネルで公開
北区健康づくり応援団事業		
北区健康づくりグループ紹介紙	発行中止	-

北区さくら体操指導員 新規養成(20期)	中止	-
北区さくら体操指導員 フォロー講習	中止	-
北区さくら体操指導員 リーダー講習	中止	-
北区楽しい食の推進員会研修	中止	-
筋力アップ体操教室サポーター フォロー講習	中止	-
筋力アップ体操教室サポーター 養成講習	中止	-
北区健康づくりグループ公開講座	中止	北区健康づくりグループ活動継続支援助成

2 区民健康づくり大作戦事業 (5,963千円)

健康と環境を守るまち北区をめざして、区民と区、地域が一体となって取り組むことを誓う「元気環境共生都市宣言」を行い、区民の健康寿命を延ばし、健康で充実した生活を送れるよう、区民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援している。また、健康づくりグループや関係機関と協働し、健康フェスティバルやウォーキング大会の開催、「北区さくら体操」の普及など、様々な健康づくりの普及啓発を行っている。

3 みんな元気！健やか長寿事業 (24,842千円)

区民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことをめざして、生活習慣の改善のために、筋力アップ体操教室を実施するほか、高齢期の健康維持のために、ロコモティブ・シンドロームの予防や新型栄養失調予防の普及啓発に取り組む。

また、運動習慣のある人の割合が少ない若い世代を主な対象として、スマートフォンアプリを活用したあるきたポイント事業（ウォーキングポイント事業）を実施する。

(令和2年度)

ウォーキングポイント事業	インストール数 累計 12,007人(令和3年3月31日時点) 利用者数 5,819人(令和2年6月1日～11月30日)
--------------	---

※利用者数とは、該当期間にあるきたアプリを一度以上開いた人数をいう。

4 楽しく食べよう！食育推進事業 (4,147千円)

子どもから大人まで、健やかな心と体を保ち、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送るための「食育」を推進するため、各種食育講座や、企業・団体等との協働による食育フェアを開催するほか、区民の健康づくりに関する包括連携協定を締結した味の素株式会社と連携し、野菜摂取量の増加に向けた食育推進事業を実施する。

(令和2年度)

野菜摂取量の増加に向けた食育推進事業(東京北区マイベジプロジェクト)	味の素株式会社と連携し、メニューブック10,000部作成・配付、ラウンドシート100部作成、共同プレス発表イベントの開催、テレビ動画作成・YouTube北区公式チャンネルで公開、区役所食堂とのコラボレーションを実施
------------------------------------	---

5 北区健康づくり応援団事業

(3, 792千円)

区民の主体的な健康づくりを応援する人材・団体を育成し、区民全体の健康づくり意欲を高めていく。

(1) 健康づくりグループの支援

自主グループの継続的な活動の支援は、区民の主体的な健康づくりの推進に効果的である。平成12年度から、計画事業として、健康づくりグループ及び地域の健康づくりを推進するリーダーの育成・支援を実施し、新規グループの結成支援、既存グループの把握などに努めてきた。計画期間終了後も、北区健康づくりグループ紹介紙の発行、健康フェスティバルにおける健康づくりグループ公開講座の企画・助成など、健康づくりグループの支援を通じて、グループのネットワーク化を図るとともに、地域の健康度を高めるためのパートナーシップの構築を推進している。

(令和2年度)

北区健康づくりグループ活動継続支援助成	健康づくりグループが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で実施する自主活動の経費（活動再開に向けた準備経費を含む。）の一部を助成することにより、新型コロナウイルス感染症影響下での当該グループの活動の継続を支援する。	助成金交付グループ数 89
---------------------	--	---------------

(2) 北区健康づくり応援団

区民の主体的な健康づくりを応援する人材として、北区さくら体操指導員、北区楽しい食の推進員、筋力アップ体操教室サポーター等を養成する。

令和3年3月31日現在 北区楽しい食の推進員 34人

第4 健康相談

1 栄養指導

地域住民の健康の保持増進、疾病予防を図るため、ライフステージやライフスタイルに応じた栄養相談を健康支援センターの栄養士が行っている。

来所及び電話による相談（令和2年度）

単位：人

対 象	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
	延 人 数	延 人 数	延 人 数	延 人 数
計	2, 924	733	955	1, 236
妊 産 婦	58	26	17	15
乳 児	787	260	248	279
幼 児	1, 320	400	570	350
生 活 習 慣 病	10	2	3	5
そ の 他 の 疾 病	734	45	116	573
一 般（ 栄 養 成 分 等 ）	15	0	1	14

2 歯科衛生指導

地域住民の口腔の健康の保持増進・疾病予防を図り、定期的な歯科健診受診を促すため健康支援センターの歯科衛生士が所内相談等を行っている。

(令和2年度)

区 分	総 数		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
自主グループ講習会等	中止	—	—	—	—	—	—	—
電話・来所相談	—	38	—	14	—	10	—	14

3 保健指導

地域住民の健康の保持増進、疾病予防を目的として、個人を通じて家族全体の身体的問題についての保健サービスを健康支援センターの保健師が行っている。その方法として、家庭訪問、所内相談、電話相談等で支援をしている。

(妊産婦の内訳及び乳児のうち、新生児分についてはP33を参照)

(1) 家庭訪問(延人数)(令和2年度)

区 分	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
計	5,878	1,698	2,280	1,900
妊 産 婦	2,288	637	912	739
乳 児	2,312	646	945	721
幼 児	149	59	57	33
成 人 保 健	21	10	6	5
精 神 保 健	1,011	319	339	353
心身障害・長期療養児	47	22	10	15
感 染 症	6	0	6	0
そ の 他	44	5	5	34

(2) 所内相談(延人数)(令和2年度)

区 分	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
計	7,389	2,488	2,793	2,108
妊 産 婦	3,501	1,112	1,240	1,149
乳 児	641	180	292	169
幼 児	2,051	777	768	506
成 人 保 健	94	84	8	2
精 神 保 健	983	270	453	260
心身障害・長期療養児	8	3	5	0
感 染 症	94	53	20	21
そ の 他	17	9	7	1

(3) 電話や文書による相談（延人数）（令和2年度）

区 分	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
計	23,929	7,892	7,259	8,778
妊 産 婦	4,046	940	1,891	1,215
乳 児	2,814	885	1,399	563
幼 児	1,569	634	617	318
成 人 保 健	58	10	31	17
精 神 保 健	3,652	1,190	1,518	944
心身障害・長期療養児	53	24	22	7
感 染 症	11,669	4,167	1,793	5,709
そ の 他	68	42	21	5

(4) 関係機関連絡（延人数）（令和2年度）

区 分	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
計	10,870	2,653	4,154	4,063
妊 産 婦	660	82	372	206
乳 児	638	152	337	149
幼 児	515	140	285	90
成 人 保 健	22	10	7	5
精 神 保 健	5,655	1,879	2,546	1,230
心身障害・長期療養児	148	72	55	21
感 染 症	3,145	276	535	2,334
そ の 他	87	42	17	28

4 出張健康教育

町会、シニアクラブ、児童館、学校、その他地域グループ活動をしている団体や組織に働きかけて、区民の健康についての学習意欲を高め、健康的な生活習慣への行動変容を目指して、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門職員が地域に出向いて勉強会の講師などの支援活動をしている。

<王子健康支援センター>

(令和2年度)

グ ル ー プ 種 別	回 数	参加人数	主なテーマ
児童館	中止	—	生活リズム、成長発達、夏・冬の健康、乳がん予防、乳歯のむし歯予防と歯みがき、離乳食・幼児食のすすめ方
保育園	中止	—	年長クラスを対象に、永久歯の萌出とむし歯予防について
事業所	中止	—	糖尿病等生活習慣病

<赤羽健康支援センター>

(令和2年度)

グ ル ー プ 種 別	回 数	参加人数	主なテーマ
児童館	中止	—	むし歯予防、乳幼児の健康管理、予防接種、感染症予防、離乳食について、乳がん予防

保育園・幼稚園	中止	—	年長クラスを対象に、永久歯の萌出とむし歯予防について
外国人ママの会	中止	—	仲間づくり、生活リズム、夏・冬の健康、事故予防、スキンケア、乳がん予防

〈滝野川健康支援センター〉

(令和2年度)

グループ種別	回数	参加人数	主なテーマ
児童館(乳幼児)	中止	—	事故防止、スキンケア、生活リズム、離乳食、むし歯予防、感染症予防、予防接種など
保育園	中止	—	年長クラスを対象に、永久歯の萌出とむし歯予防について
家族会	1	9	保健師の行う支援について

5 精神保健相談事業

(2,087千円)

(1) 精神保健相談事業

① 専門医による相談

精神障害者やこころの悩みを抱えている本人及び家族等を対象に、専門医による相談・訪問を実施している。

(令和2年度)

区分 \ 担当	王子	赤羽	滝野川	計
相談回数	12	12	12	36
相談実人数	23	38	26	87
相談延人数	23	38	27	88

② 精神保健講演会

令和2年度 中止

(2) アルコール関連問題相談事業

アルコールや薬物等の依存症からの回復を図るため、専門家による個別相談を実施している。

令和2年度 専門医による個別相談 開設回数 12回 相談実人数 28人

(3) 自殺予防対策

自殺対策基本法に基づき、講演会の開催等、区民への啓発を図っている。

令和元年度を始期とする「ヘルシータウン21(第二次)後期5ヵ年計画」では、分野4「こころの健康づくりと自殺対策」を柱とし、法に定める「北区自殺対策計画」と位置付け、自殺対策に計画的に取り組んでいる。

①自殺予防キャンペーンの実施

例年、自殺対策強化月間の3月に自殺予防の啓発として講演会を実施しているが、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、街頭キャンペーンによる普及啓発活動を実施した。9月と3月に赤羽、王子、十条駅改札周辺での啓発リーフレットおよびグッズを配布している。

令和2年度 街頭キャンペーンでの配布数 9月 820個 3月 801個

②相談窓口周知リーフレット

自殺対策強化月間である9月と3月に、相談窓口一覧を区役所 窓口などで配布している。

令和2年度 配布数 4,971部

③ゲートキーパー研修

自殺対策におけるゲートキーパー（門番）の普及啓発と人材育成のため、研修を実施している。

令和2年度 ゲートキーパー研修受講者 212人

④「SOSの出し方に関する教育」（教育委員会）への参加

児童、生徒が悩みを抱えたときに、身近な大人に助けを求められることができることを目的として、各区立小中学校の授業に保健師が参加し、地域資源の紹介等を行っている。

令和2年度 中止

地域医療連携推進担当課長

1 在宅療養連携推進事業 (24,368千円)

在宅療養生活をおくる区民及び家族を支えるため、医療・介護関係者とともに行う在宅療養推進に向けた検討や多職種連携研修会等を通じた医療・介護関係者の顔の見える関係づくり、在宅療養・看取りに関する普及啓発活動など、国の定める在宅医療・介護連携推進事業の8事業項目を中心とする取組を実施し、区内の在宅療養支援体制の充実を図る。

(1) 在宅療養推進会議及び検討部会の開催 (1,712千円)

医療・介護関係者とともに関内の在宅療養推進に向けた検討を行う会議を開催する。

(令和2年度実績)

在宅療養推進会議 3回開催 (うち1回は書面開催、2回はウェブ開催)

(2) 在宅療養協力支援病床確保事業 (1,440千円)

在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、速やかに短期の入院治療につながるよう区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援する。

(令和2年度実績) 利用件数：5件

(3) 在宅療養相談窓口事業 (6,000千円)

病院や地域医療機関、ケアマネジャー等からの退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う専門職のための相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。

(令和2年度実績)

相談者	区内	区外	合計
病院	4	5	9
診療所	0	0	0
高齢者あんしんセンター	9	1	10
訪問看護ステーション	3	2	5
ケアマネジャー	6	1	7
区民	0	0	0
その他	2	1	3
合計	24	10	34

(4) 在宅療養多職種ネットワーク構築事業(補助事業) (500千円)

ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行う北区医師会に対して、事業費の補助を行い、医療・介護関係者の情報共有を支援する。

(5) 在宅療養患者搬送事業（補助事業） (10,000千円)

病院が保有する救急車を活用して、かかりつけ医の判断のもと在宅療養患者を区内病院へ無料で搬送する北区医師会の取り組みに対して、事業費の補助を行い、在宅療養生活の継続を支援する。

(令和2年度実績) 搬送件数：25件

(6) 多職種連携研修事業（補助事業） (1,800千円)

在宅療養に関わる地域の医療・介護関係者に対して、グループワーク等を通じて多職種連携の実践を習得する研修会等を行う団体（北区在宅ケアネット）に対し、事業費の補助を行い、地域の多職種連携を推進する。

(令和2年度実績)

多職種連携研修会 2回開催（うち1回は2日制） 参加者延べ 219名

(7) 区民啓発推進事業 (230千円)

介護が必要になったときや、人生の終末期を迎えたときに、在宅療養を選択肢の一つとして考えることができるよう、講演会や地域への出前講座など、さまざまな機会を捉えた啓発活動を行う。

(令和2年度実績)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催見合わせ

(8) 摂食えん下機能支援推進事業 (1,135千円)

摂食えん下機能評価医やリハビリテーション職等の専門職を対象とする研修会や、区民（介護者）向けの講座を実施し、高齢期における摂食えん下機能の低下防止や誤えん性肺炎の予防につなげる。

(令和2年度実績)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催見合わせ

(9) 区内医療環境にかかわる検討会の設置 (549千円)

令和2年度において実施した区内の医療資源の状況や区民の受療動向等を分析する「区内医療環境調査分析事業」の分析結果を踏まえて、将来必要とされる区内医療環境を検討するため、医師会等関係団体からなる検討会を設置する。

(10) 在宅療養支援研修の実施 (1,000千円)

在宅療養に関する相談支援体制の充実を図るため、区内の訪問看護師を対象とする研修を実施する。

(令和2年度実績)

在宅療養支援研修 1回実施（2日制）

【1日目】受講生 22人 オブザーバー 5人

【2日目】受講生 21人 オブザーバー 7人

2 休日診療 (71,923千円)

(1) 休日診療事業 (62,186千円)

北区医師会、地区歯科医師会、北区薬剤師会の協力を得て、日曜日・祝日（振替日を含む）及び年末年始（12月29日から1月4日）における急病患者に対して診療事業を実施している。休日診療（内科・小児科）、休日準夜診療（内科・小児科）及び休日薬局は北区医師会館2階で、休日歯科応急診療は滝野川西区民センター2階及び北歯科医師会館1階で実施している。

(令和2年度)

区 分	診 療 時 間	患 者 数
休日診療	午前10時～午後5時	414人
休日準夜診療	午後5時～午後10時	187人
休日歯科応急診療	午前9時～午後5時	328人
休日薬局	午前10時～午後10時	565人

(2) 子ども夜間救急事業 (9,737千円)

月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）の夜間における子ども（15歳以下）の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て、東京北医療センターに委託して実施している。

診療日数 293日

(令和2年度)

区 分	診療時間	患 者 数
子ども夜間救急事業	午後8時～午後11時	547人

3 心身障害者歯科診療事業 (27,345千円)

心身障害又は高齢のため、一般歯科診療所では治療が困難な方に対して、北区障害者口腔保健センターで歯科治療及び口腔保健指導を実施している。

(令和2年度)

区 分	患者数(延人数)
診療	1,309人
口腔保健指導	27人

4 障害者施設等歯科健診事業 (2,246千円)

障害者及び要介護高齢者の歯の健康保持増進を図るため、障害者施設等への歯科健診及び口腔ケア指導を実施する。あわせて施設等従事指導員向けの口腔ケア研修を実施する。

(令和2年度)

歯科健診及び 口腔ケア指導	障害者施設	6施設	113人
	特別養護老人ホーム	3施設	122人
指導員向け研修	2回		

***5 新型コロナウイルス感染症対策（保健予防課から執行委任）**

(1)PCR検査センター管理運営 (67,751千円)

区内医療機関から直接予約を受け付け、毎日（原則、平日）自院にて検査が可能なPCR検査センターを設置することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うPCR検査の需要増加に対し、迅速な対応を図る。

（令和2年度検査数）延べ3,051人（うち陽性者293人）

(2)新型コロナ移送支援 (21,427千円)

新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)や北区PCR検査センター等への受診に際して自家用車等、公共交通機関以外での移動が困難な方に対して、安全な移動手段を提供する。移送車両は東京都からの無償貸与車2台を使用する。

（令和2年度）7月1日から3月31日

東京都、民間企業から各1台を無償貸与。2センターにそれぞれ配置。

(3)医療機関への支援 (210,000千円)

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大が想定される中、区民の健康と命を守る医療提供体制を堅持するため、令和2年度から実施の検体採取医療機関支援事業をはじめ、発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業、小児の感染症・発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業及び軽快患者転院連携支援事業等の区内医療機関等への支援を行う。

（令和2年度実績）

検査体制拡充整備事業 : 27,781千円

検体採取医療機関支援事業 : 22,500千円（計25医療機関）

入院患者受入医療機関支援事業 : 35,389千円（患者数125人分）

院内感染防止施設整備補助事業 : 6,600千円

(4)高齢者入所施設従事者等の一斉・定期的PCR検査 (150,000千円)

重症化リスクの高い高齢者等が入所する高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症蔓延を防止し、「拡げない」対策をより一層強化する観点から、高齢者施設等従事者に対し一斉・定期的なPCR検査（行政検査）を実施する。

(5)入院患者に対するスクリーニングPCR検査事業 (4,200千円)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新規一般傷病者の入院患者に対する、「スクリーニングPCR検査」を実施する。

（令和2年度実績）

204千円（34件）

生活福祉課（北部地域保護担当課長を含む）

1 生活保護

（18,289,910千円）

生活保護法の規定に基づき、生活困窮者に対してその程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

(1) 令和2年度生活保護の窓口相談件数・申請件数

(ア)相談件数 延べ 3,130件（母子・女性相談件数を含む）

(イ)申請件数 752件

(2) 生活保護基準による具体的事例

標準3人世帯生活扶助費（33歳男・29歳女・4歳子）

	基準額（月額）	対前年度伸率
令和3年度	148,566円	0.3%
令和2年度	148,020円	0.6%
令和元年度	147,170円	▲2%
平成30年度	150,106円	0%

※児童養育加算等は別途計上される。

※冬季加算は年間合計額を12で除した金額を1月分として計上する。

(3) 被保護世帯・人員及び保護率

	北区総世帯（初日）	被保護世帯（月中）	北区総人口（初日）	被保護人員（月中）	保護率
令和3年3月	198,882世帯	7,667世帯	353,058人	9,030人	2.56%
令和2年3月	198,462世帯	7,694世帯	353,654人	9,127人	2.58%
平成31年3月	196,584世帯	7,748世帯	352,291人	9,301人	2.64%
平成30年3月	193,123世帯	7,884世帯	348,274人	9,520人	2.73%

※北区総人口は東京都推計人口

※被保護世帯及び被保護人員は保護停止中のものを含む。

(4) 扶助別被保護世帯数及び人数

（令和3年3月中）

	保護の実数	扶助別内訳							
		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
世帯数	7,638	6,566	6,964	131	1,957	6,698	0	108	30
	—	86.0%	91.2%	1.7%	25.6%	87.7%	0%	1.4%	0.4%
人数	8,995	7,739	8,133	177	2,006	7,696	0	127	30
	—	86.0%	90.4%	2.0%	22.3%	85.6%	0%	1.0%	0.4%

※厚生労働省被保護者調査第1表

※世帯数及び人数は保護停止中のものを除く。

※世帯数及び人数の下段は、現に保護を受けたものに対する構成率

(5) 世帯類型別被保護世帯

(令和3年3月中)

	単身者世帯		2人以上の世帯		計	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	世帯 4,607	% 60.3	世帯 344	% 4.5	世帯 4,951	% 64.8
母子世帯	—	—	148	1.9	148	1.9
傷病・障害者世帯	1,220	16.0	199	2.6	1,419	18.6
その他	757	9.9	363	4.8	1,120	14.7
計	6,584	86.2	1,054	13.8	7,638	100.0

※厚生労働省被保護者調査第4表

※世帯数は保護停止中のものを除く。

(6) 労働力類型別被保護世帯

(令和3年3月中)

		単身者世帯		2人以上の世帯		計	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	世帯 617	% 8.1	世帯 179	% 2.3	世帯 796	% 10.4
	日雇労働者	119	1.6	13	0.2	132	1.8
	内職者	77	1.0	7	0.1	84	1.1
	その他の就業者	27	0.4	9	0.1	36	0.5
	小計	840	11.1	208	2.7	1,048	13.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		0	0.0	113	1.4	113	1.4
働いている者のいない世帯		5,744	75.2	733	9.6	6,477	84.8
計		6,584	86.3	1,054	13.7	7,638	100.0

※厚生労働省被保護者調査第4表

※世帯数は保護停止中のものを除く。

(7) 医療扶助人員

(令和3年3月中)

	医療単給				その他の扶助と併給				計	
	精神		その他		精神		その他			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
入院	人 115	% 1.5	人 61	% 0.7	人 31	% 0.4	人 132	% 1.7	人 339	% 4.4
入院外	2	0	110	1.4	53	0.6	7,192	93.4	7,357	95.6
計	117	1.5	171	2.1	84	1.0	7,324	95.1	7,696	100.0

※医療単給は入院患者日用品費、一時扶助等支給を含む。

※厚生労働省被保護者調査第2表

(8) 令和2年度保護開始・廃止の主な理由

【開始】

開始事由		件数
傷病による	1 世帯主の傷病	131
	2 世帯員の傷病	3
3 急迫保護で医療扶助単給		30
4 要介護状態		6
5 働いていた者の死亡		0
6 働いていた者の離別等		3
失業	7 定年・自己都合退職による失業	9
	8 解雇・勤務先都合による失業	16
9 高齢による収入の減少		38
10 事業不振・倒産		3
11 その他の働きによる収入の減少		93
12 社会保障給付金の減少・喪失		0
13 貯金等の減少・喪失		299
14 仕送りの減少・喪失		17
15 その他		17
他の管内からの転入保護世帯		42
合計		707

【廃止】

廃止事由		件数
傷病 治癒	1 世帯主の病気の治癒	0
	2 世帯員の病気の治癒	1
3 死亡		432
4 失そう		76
5 働きによる収入の増加・取得		57
6 働き手の転入		2
7 社会保障給付金の増加		23
8 仕送りの増加		1
9 親類・縁者等の引取り		12
10 施設入所		2
11 医療費の他法負担		1
12 その他		90
他の管内への転出保護世帯		57
合計		754

2 生活保護法施行事務費

(160,715千円)

生活保護法を執行するための諸事務費を計上すると共に、「生活保護法」の被保護者等の自立支援事業を行う。

(1)就労支援事業

被保護者等の就労を促進するため、支援事業者が支援を行う。

令和2年度実績	就労支援事業実施者数	206人
	就労準備支援事業実施者数	21人

(2)金銭管理支援事業

被保護者の自立支援のために、金銭管理支援サービスを実施する。

令和2年度実績	金銭管理支援実施者数	294人
---------	------------	------

(3)年金受給促進支援事業

年金受給支援員を配置して被保護者の年金受給資格調査の実施体制を強化し、生活保護費の適正化を図る。

令和2年度実績	調査実施者数	880人
---------	--------	------

(4)精神疾患による長期入院者の退院促進支援及び居宅生活者の健康管理支援事業

精神疾患により長期入院している被保護者のうち退院が可能な者、及び精神保健医療の対象となる生活課題により居宅生活が困難な者について支援を実施する。

令和2年度実績	退院促進支援実施者数	35人
	健康管理支援実施者数	37人

3 被保護者自立促進事業 (18,093千円)

「生活保護法」による被保護者及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく被支援者に対して、本人及び世帯の自立等の支援を図るため、それに要する経費の一部を法外援護として支給する。

令和2年度実績	学習環境整備支援費	45人	5,685,091円
	居宅清掃	17人	3,369,300円
	修学旅行支度金	0件	0円

4 中国残留邦人等支援事業 (237,948千円)

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の生活の安定と地域社会における自立の促進を支援するため、支援給付金及び配偶者支援金を支給するとともに、自立支援通訳派遣事業や地域生活支援事業を行う。

被支援者(令和3年3月末) 世帯数 58世帯 人数 92人

5 生活困窮者自立支援事業 (217,565千円)

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立の促進を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」に基づき、「北区くらしとしごと相談センター」を開設して、支援を行っている。

①自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、就労その他の自立に関する包括的な相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施する。

令和2年度実績

新規相談受付件数	1,695件
支援プラン作成件数	221件

②住居確保給付金の支給

離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に対し、一定の要件を満たす場合、有期(原則3か月)で住居確保給付金の支給及び就労支援を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による制度の拡充により、令和2年度の支給件数は、前年度に比べて大幅に増加している。

※令和2年4月以降の主な制度改正

- ・年齢要件廃止、離職・廃業要件の緩和
- ・求職活動要件の緩和、支給額算定方法の変更
- ・支給期間延長(最大12か月まで) ※令和2年度に新規申請した方のみ
- ・再支給(申請期間限定の特例)

支給決定実績

令和2年度	令和元年度
1,686件	66件

※令和2年度は、延長、再延長、再々延長等を含む延べ件数

※令和元年度は支援プランに基づいて支給決定した件数

③家計改善支援事業

家計から生活再建の見直しが必要な方に、家計に関する相談や家計管理に関する指導等を行う。

④生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学生の子どもに対する学習支援や居場所づくり、進路相談や保護者への養育支援等を行う。

⑤就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階の支援を実施する。

6 入院助産

(6, 585千円)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設へ入所させて、助産を受けさせる。

令和2年度実績 5人 ※都立病院(区負担なし)は0人。

7 母子生活支援施設

(73, 969千円)

18歳未満の児童を有する配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のための生活支援を行う。

管理運営は24時間管理体制をとり、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者 社会福祉法人 東京都福祉事業協会

指定管理料 69, 670千円

建築構造 9階建(1~4階部分)・都営シルバー住宅併設 1,658.7㎡

居室 24室(1DK 18室・2DK 6室)、緊急一時保護室 2室(1DK) 計 26室

入居者状況

(令和3年4月1日現在)

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	計
世帯数	5	1	0	1	7
人数	10	3	0	5	18

8 母子緊急一時保護等事業

(568千円)

配偶者等から暴力を受け、緊急に保護が必要な母子等を一時保護し、安心・安全を確保するとともに、婦人相談員は売春防止法に基づく「要保護女子」の保護更生等のために、母子・父子自立支援員は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子世帯」の自立等に向けて、相談・援助を行っている。

令和2年度実績

(1) 婦人相談員、母子・父子自立支援員活動

女性相談人数 延べ 879人

母子相談人数 延べ 323人

(2) 警察署・女性相談センター等移送 19件

(3) 緊急一時保護ホテル宿泊費助成 0件

9 母子家庭等自立支援給付金事業 (10,260千円)

母子家庭の母等に自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給することによって、適職に就くための能力開発及び資格取得の取組を支援し、当該世帯の自立の促進を図る。

令和2年度実績	自立支援教育訓練給付金	1件	29,880円
	高等職業訓練促進給付金	10件	7,627,500円

10 行旅病人救護・行旅死亡人等取扱 (8,774千円)

短期滞在外国人で、住所や就労先がなく、旅行中に病気等により入院した場合に医療費等を給付する。また、身元不明や引取人のいない死亡人を埋葬する。

令和2年度実績	行旅病人	0人
	行旅死亡人等	53人

※「行旅死亡人等」には、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく行旅死亡人のほか、「墓地、埋葬等に関する法律」第9条に基づき区が埋葬した引取者のない死亡人を含む。

11 行旅死亡人等の慰霊 (92千円)

区内において行旅死亡人等となり、現在に至るまで親族縁故者の発見されない無縁の霊を慰霊する。

令和2年10月22日実施 於 慰霊塔前(赤羽台3丁目宝幢院墓地内)

12 福祉資金貸付事業 (3,225千円)

低所得世帯や配偶者のいないひとり親などに対し、福祉資金の貸付を行うことにより、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

令和2年度実績

(1) 東京都母子及び父子福祉資金	貸付状況	26件	17,207,800円
〔 内訳 母子福祉資金	貸付状況	22件	15,211,800円
	父子福祉資金	4件	1,996,000円
	返還状況(令和3年3月31日現在)		55,767,837円
(2) 応急小口資金	返還状況(令和3年3月31日現在)		1,725,000円
(3) 母子福祉応急小口資金	返還状況(令和3年3月31日現在)		45,000円
(4) 女性福祉資金	返還状況(令和3年3月31日現在)		3,206,562円

(2),(3),(4)いずれも貸付件数は0件、貸付金額は0円である。

13 精神障害者入院同意(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

令和2年度実績 30件

高齢福祉課

1 高齢者あんしんセンターの運営 (491, 226千円)

地域の高齢者の生活を支える総合機関として、16か所の高齢者あんしんセンターにおいて介護予防支援事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施する。高齢者あんしんセンターは担当地域を地域振興室と同一としており地域包括ケアシステムの中心を担っている。また、平成25年度に設置した出張窓口3か所を引き続き運営する。

高齢相談係を基幹型地域包括支援センターと位置づけ、高齢者あんしんセンターの総合調整、後方支援を行う。

2 高齢者あんしんセンターサポート医の配置 (3, 759千円)

医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援するため、区内7つの圏域に非常勤医師を配置する。

3 地域ケア会議推進事業 (1, 605千円)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができる地域包括ケアシステム構築のため、地域ケア会議を実施する。

区レベルの地域ケア会議であるおたがいさま地域創生会議、王子・赤羽・滝野川の3圏域での地域包括ケア連絡会及び高齢者あんしんセンター圏域での地域ケア個別会議を実施する。

4 高齢者虐待防止推進事業 (1, 992千円)

高齢福祉課内の高齢者虐待防止センターにおいて、関係機関等の総合調整、週1回の臨床心理士による介護者等の専門相談窓口、高齢者虐待防止の啓発活動など、充実した相談業務を実施する。

5 権利擁護機能の充実 (9, 685千円)

判断能力がなく、成年後見人等を選任する必要があるが、身寄りがない等の理由で家庭裁判所へ成年後見開始等の申立てができない高齢者について、区長が本人に代わって申立てを行い、必要な支援を行う。また、報酬等の支払いが困難な方を対象に成年後見人等に対する報酬等の支払い費用を助成する。

本人及び親族による申立ての場合であっても、申立て費用や成年後見用診断書の作成費用及び報酬等の支払いが困難な方に対し助成を行い、成年後見制度の利用を促進する。

6 高齢者実態把握調査の実施 (50, 000千円)

現在の高齢者の状況やニーズを把握し、社会参加、介護予防・自立支援につながる施策の構築のため、区内に居住する高齢者(要介護認定者・施設入所者を除いた65歳以上の方)に対し、実態把握調査を実施する。

7 高齢福祉課事務費 (13, 348千円)

高齢者向け福祉サービスの内容と利用方法などをまとめた「高齢者福祉のしおり」の作成や、高齢者福祉施策の検討のために学識経験者を中心に構成する「長生きするなら北区が一番研究会」を運営す

る。

8 家族介護者支援事業 (1, 370千円)

家族介護者リフレッシュ事業等、家族介護の身体的、精神的、経済的負担の軽減や高齢者の見守り等を実施する。

9 特別養護老人ホームの入所調整 (1, 668千円)

特別養護老人ホームの入所希望者に対し、希望者間の公平性、公正性を確保するため、入所調整基準に基づきポイントを付けて入所順位を決定し、待機者への相談・支援を行う。

10 高齢者福祉マッサージ券支給 (1, 635千円)

民生委員による一人暮らし定期訪問を受けている方及び介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された在宅の高齢者等に福祉マッサージ券を支給する。

令和2年度延利用者数 320人

11 高齢者福祉電話事業 (69千円)

65歳以上の一人暮らし又は世帯全員が65歳以上で、生計中心者が住民税非課税の、近隣に親族が居住していない世帯に対し、区が電話を貸与する。(新規貸与は22年度で終了)

令和3年4月1日現在貸与世帯数 41世帯

12 要介護高齢者等寝具乾燥 (3, 002千円)

(1) 要介護高齢者等寝具乾燥

40歳以上で、介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された、寝具の乾燥が困難な在宅の方に、寝具の乾燥等を行う。(月1回実施)

令和3年4月1日現在利用者数 25人

(2) 一人暮らし高齢者寝具乾燥

65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で、寝具の乾燥が困難な方に対し、寝具の乾燥を行う。(月1回実施)(令和3年度より新規受付停止)

令和3年4月1日現在利用者数 73人

13 要介護高齢者等訪問理美容 (1, 156千円)

40歳以上で、介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された在宅の方に対し、理容師又は美容師を派遣し調髪を行う。(3か月に1回実施)

令和3年4月1日現在利用者数 159人

14 要介護高齢者等紙おむつ支給・おむつ代金助成 (123, 600千円)

(1) 紙おむつの支給

40歳以上で介護保険法の要介護認定において、要介護4または5と認定された方、要介護3で75歳以上の方で、常時おむつを必要としている方に月5, 000円相当の紙おむつを支給する。

令和3年3月31日現在利用者数 1, 714人

(2) おむつ代金助成

40歳以上で介護保険法の要介護認定において、要介護4または5と認定された方、要介護3で75歳以上の方で、病院指定のおむつを使用している方におむつ代の一部を支給する。(月額5,000円上限)

令和3年3月31日現在利用者数 232人

15 高齢者住宅改造費補助 (9,336千円)

65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活を継続するために住宅の改造が必要な方に対し、住宅改造費の一部を助成する。ただし、介護保険の給付対象となる改修については、介護保険を優先する。設備改造については、要支援、要介護の方を対象とする。

令和2年度助成実績件数 48件

16 養護老人ホーム (264,564千円)

身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活に支障のある高齢者を対象に入所措置を行う。

令和3年3月31日現在入所者数 106人

17 高齢者緊急生活支援・認知症高齢者一時保護 (11,382千円)

おおむね65歳以上で介護保険法の要介護認定を受けていない在宅高齢者のうち、家庭の事情等により、一時的に在宅の生活が困難になった方に対し、介護保険法に規定する短期入所生活介護に準じたサービス(入所期間は1回について2週間以内)として高齢者緊急生活支援事業を実施する。

また、認知症高齢者一時保護は、区内7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護をする。

高齢者緊急生活支援 : 令和2年度延利用件数 41件

認知症高齢者一時保護 : 令和2年度延利用件数 2件

18 高齢者生活援助サービス事業 (9,698千円)

介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように支援するため、北区社会福祉協議会が行っている「友愛ホームサービス」について利用料や年会費の一部を補助し、介護保険給付だけでは対応できない日常生活の支援を実施する。

令和2年度延利用者数 1,001人

19 高齢者見守り・緊急通報システム事業 (47,941千円)

民間方式の緊急通報システムを設置することにより、常時見守りを要する一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、365日・24時間見守りのできる体制をとり、緊急時の対応だけでなく、夜間・休日においても看護師等による健康・医療などの専門相談に応じるとともに、安否確認を兼ねた月1回のお伺い電話をし、気軽に双方向のコミュニケーションを行う。

また、緊急通報システム設置世帯のうち、希望する世帯に対し火災安全システム及び安否確認センサを設置する。

20 高齢者熱中症予防等対策事業 (2,707千円)

区内各所で熱中症予防のチラシを配布及び掲示するとともに、見守りの優先度の高い高齢者には、高者あんしんセンターが訪問し熱中症対策グッズを配布することにより、高齢者への熱中症予防の普及・啓発を図る。また、救急医療情報キットや更新用シートを65歳以上の一人暮らし及び75歳以上の希望者に配付する。

21 主任介護支援専門員等スキルアップ研修事業費 (809千円)

地域包括ケアシステム構築のために自立支援に資するケアマネジメントを推進するため、主任介護支援専門員のスキルアップ研修会を開催するとともに、高齢者あんしんセンターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が連携して地域の介護支援専門員等の実践力を高める研修会を開催する。

22 シルバー人材センター補助 (40,316千円)

令和3年度補助予定額 39,342,000円 (令和2年度補助額 39,342,000円)

23 老人いこいの家 (94,194千円)

60歳以上の区民の方が、健康づくりやレクリエーションなどで、1日を健康的に、楽しく活動的に過ごす施設として、浴場、集会室及び娯楽室を備えた老人いこいの家を3か所(志茂・滝野川・名主の滝)設置している。また、老人いこいの家を会場に、筋力アップ体操教室、ふれあい食事会などを開催している。

(施設概要)

名称	所在地	延面積	定員	設置年月日
志茂老人いこいの家	志茂1-2-22 元気ぶらざ1階	623.90㎡	100人	H10.10.8
滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	610.30㎡	100人	H9.8.4
名主の滝老人いこいの家	岸町1-15-25 名主の滝公園内	994.02㎡	100人	S55.5.20

(指定管理)

名称	指定管理者	指定年月日
志茂老人いこいの家	FH元気パートナーズ	H20.4.1
滝野川老人いこいの家	社会福祉法人北区社会福祉事業団	H18.4.1
名主の滝老人いこいの家		H18.4.1

※志茂については、元気ぶらざと一体的に運営している。

(令和2年度利用状況)

単位：人

名 称	男	女	計	1日平均
志 茂老人いこいの家	7,502	6,819	14,321	59
滝野川老人いこいの家	3,563	2,795	6,358	31
名主の滝老人いこいの家	6,861	7,076	13,937	57
計	17,926	16,690	34,616	147

※令和2年3月5日～令和2年6月15日まで、新型コロナウイルス対策のため休館

※滝野川老人いこいの家は、工事のため令和2年9月14日～10月30日まで休館

24 授産場

(49,905千円)

区内に居住する一般就労が困難な60歳以上の方を利用対象に、生活の安定と福祉の向上を図るために、能力に適した作業を提供する。

名 称	住 所	延面積	定員	設置年月日
王 子授産場	王 子2-19-20	505.78㎡	50人	S55.3.1
桐ヶ丘授産場	桐ヶ丘2- 7 -22	320.00㎡	33人	S55.3.1

※平成18年4月から、公益社団法人北区シルバー人材センターが指定管理者

25 いきがい活動センター

(89,486千円)

令和3年1月に高齢者の「就労」と「社会参加」につながる「いきがいづくり」を支援する拠点「いきがい活動センター」を開設し指定管理者による運営を開始した。

名 称	住 所	延面積	指定管理者
いきがい活動センター	王子5-2-5	1480.81㎡	社会福祉法人奉優会

長寿支援課

1 シニアクラブ補助 (40,428千円)

概ね60歳以上の方が、地域で仲間づくりをし、相互に支え合い、社会参加、社会貢献、健康づくり、いきがいつくりを推進できるよう支援するため、会員数30人以上のシニアクラブを対象に、活動費の一部を補助する。

令和3年4月1日現在シニアクラブ数 117クラブ

令和3年度補助予定額（カッコ内は令和2年度実績）

補助金総額	36,650,000円 (34,872,040円)
助成金	
内 訳 各シニアクラブ補助金	31,476,000円 (30,070,800円)

月額	30人以上	49人以下	16,000円
	50人以上	74人以下	16,500円
	75人以上	99人以下	17,000円
	100人以上	149人以下	20,000円
	150人以上	199人以下	21,000円
	200人以上		23,600円

※北区シニアクラブ連合会に加入するシニアクラブは、上記の
交付額に月額2,500円を加算する。

シニアクラブ連合会補助金 5,174,000円 (4,801,240円)

2 敬老祝品贈呈 (14,526千円)

77歳、88歳の方を対象に、その長寿をお祝いするとともに、祝品を贈呈する。

また、100歳及び男女の最高齢長寿者には祝金等を贈呈するとともに、100歳の長寿者宅を区長が表敬訪問する。

対象年齢	2年度実績数	2年度祝品
100歳・最高齢者（男女）	97人	祝金
88歳	1,780人	北区内共通商品券
77歳	3,740人	北区内共通商品券

3 高齢者ヘルシー入浴券事業 (79,069千円)

区内に住所を有する70歳以上の方（昭和27年3月31日までに生まれた方で要介護度4または5の者を除く）を対象に、社会参加の促進や入浴による健康の増進を図るため、高齢者ヘルシー入浴補助券を支給する。

1回あたりの利用者自己負担額は北区内の公衆浴場で100円、荒川区内の2軒の公衆浴場で150円である。

令和2年度利用枚数 212,709枚

4 高齢者ふれあい会食事業

(13,521千円)

(1) 高齢者ふれあい会食

区内に住所を有する65歳以上で介護保険の要介護1～5の認定を受けていない方を対象に、年間を通して決まった曜日・会場に集まることで、外出のきっかけをつくり、同年代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで、さまざまな方と交流できるとともに、地域社会と交流する機会を持ち、閉じこもり予防や孤独感の解消につなげることを目的に実施する。

令和2年度中止に伴い、参加予定者に事業に対するアンケートを実施した。また、フレイル予防等啓発資料を送付した。

	会食会場数	参加者数
令和3年3月31日現在	31か所	中止(当選者数714人)

(2) 高齢者会食推進補助事業

地域において高齢者を対象とした会食及び配食サービス活動を自主的に実施している団体に対し活動費補助を実施する。

年度	団体数	補助額(円)	内訳
2年度	3団体	230,500	100,000×2団体 30,500×1団体

5 高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業

(3,789千円)

(1) おたがいさまネットワーク

民生委員や声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)による月2回程度の声かけサービスの実施や、地域の社会資源による地域の見守り機能の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行う。

高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、医療機関、介護事業所等の協力団体による見守りネットワークの充実を図る。

令和3年4月1日現在 声かけサポーター 25人 対象者 298人
協力団体 1,234か所

(2) 一人暮らし高齢者定期訪問・相談

民生委員が虚弱な65歳以上の一人暮らし高齢者を週1回程度定期的に訪問し、緊急時の対応や悩みごとの相談を行う。

令和3年4月1日現在対象者数 138人

6 健康はつらつパワーアップ事業

(37,248千円)

(1) 介護予防把握事業

事業対象者(「笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)」により、生活機能の低下があると判断された者)を的確に把握し、介護予防事業へつなげるため、笑顔で長生き調査説明会や高齢者あんしんセンターの窓口・サロン・ぷらっとほーむなどの事業において笑顔で長生き調査を実施する。

(令和2年度)

笑顔で長生き調査 実施数	年齢区分	事業対象者数
294人	65～74歳	33人
	75歳以上	132人
	合計	165人
	該当率	56.1%

「笑顔で長生き調査説明会（おたっしゅ教室説明・体験会）」

令和2年度 実施回数8回（2回中止）、参加者数147人（ぷらっとほーむ実施分を含む）

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発として、高齢者に対して老年症候群に対する対策の必要性を理解してもらうために、サロンや講演会などを開催する。

(令和2年度)

講演会・教室名	実施回数	参加者数
介護予防で元気はつらつサロン	61回	456人
介護予防講演会 (テーマ：コロナ禍での介護予防への取り組みについて)	1回 (令和3年1月22日から 3月31日まで北区公式 ホームページで動画配信)	再生回数347回

(3) 地域介護予防活動支援事業

①地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うため「おたっしゅ筋力アップ体操教室」「介護予防リーダー養成講座」等を開催する。

(令和2年度)

講座名	回数	受講者数
介護予防リーダー養成講座（第13期生）	全8回	15人
介護予防リーダー実践研修	中止	—
認知症予防教室① 「脳に効く！ウォーキング術を学ぼう」	全16回 ※フォロー教室 3月9日実施予定を中止	18人
認知症予防教室② 「脳に効く！シニアの絵本読み聞かせ」	教室全12回とフォロー教室3回	15人

おたっしや教室：運動器の機能向上などを図るプログラムを実施する。

(令和2年度)

教室名	1クール	会場数	定員数	参加者数	(内事業対象者数)
おたっしや 筋力アップ体操教室	前期 20回	7	140人	中止	(0人)
	後期 20回	7	140人	115人	(1人)
	※後期 140回中(20回×7会場) 69回中止 71回実施				
元気アップマシン トレーニング教室 (通所型サービスとして実施)	前期 40回	2	30人	中止	(0人)
	後期 40回	2	30人	25人	(0人)
	※後期 80回中(40回×2会場) 38回中止 42回実施				

②自主グループ活動支援事業

おたっしや教室修了生などから立ち上げられた介護予防の自主グループへ、リハビリテーション専門職を派遣し活動の助言指導(立ち上げ3か月後、9か月後、2年目以降の希望する自主グループ)を行う。また、自主グループの交流会を行う。

令和2年度派遣実績 リハビリテーション専門職9件

令和2年度「介護予防自主グループ交流会」各グループ1人、39人参加

③ご近所体操教室

すでに人間関係が構築されている町会・自治会、シニアクラブなどの単位で、身近な場所でおたっしや教室を実施し、教室終了後も介護予防の自主グループとして活動が継続できるようにする。

週1回3か月間町会・自治会会館等で実施。

令和2年度 2グループ 15人参加

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業評価検討会を開催し、おたっしや教室(おたっしや筋力アップ体操教室、元気アップマシントレーニング教室)等の評価を行い、事業実施方法等の改善を図る。

(令和2年度)

開催日：令和3年2月15日

参加者：40人(オンライン開催)

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職等が、おたっしや教室等に関与し、運動指導員等への専門的な助言や自主活動グループへの支援を行い、通いの場を地域の中で展開する。

また、担当高齢者あんしんセンターとの交流を通して技術支援を行う。(地域ケア会議、地域の会議などの参加も含む。)

リハビリテーション専門職の支援

(令和2年度)

内容	件数
技術支援 ・ご近所体操への助言指導（番組作成・教室開催・テキスト作成）	7件
会議参加 ・連絡会・介護予防事業の検討等の会議 ・地域包括ケア連絡会、地域ケア個別会議等への参加等	33件
アドバイザー ・地域リハビリテーション活動支援事業、自主グループ活動支援事業 依頼講師の派遣・調整 ・区への専門的助言、介護予防自主グループへの助言	45件

7 介護予防拠点施設運営

(62,755千円)

(ぷらっとほーむ滝野川東、ぷらっとほーむ桐ヶ丘)

いつまでも住み慣れたまちで、元気で自立した生活が送れるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指した介護予防事業と通所型サービス事業を行う。

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉協議会

8 シニア元気応援事業

(12,460千円)

元気な高齢者がいつまでも元気に暮らせるように、日頃から潤いのある生活を送るために役立つ事業を展開する。

高齢者いきいきサポーター制度は、高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の健康維持・介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくることを目的として、65歳以上の高齢者を対象に実施する。

制度に登録した「いきいきサポーター」が、指定された受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、その数に応じた交付金を受け取ることができる。

特別養護老人ホームなど的高齢者施設を中心としてきたが、現在は高齢者施設に限らず、保育園等の施設にも対象を広げている。

(令和2年度)

高齢者いきいきサポーター制度	受入施設	90施設
	登録者	784人
		(延べ1,264人)

9 生活支援体制整備事業

(103,045千円)

互いに支え合い、安全で快適に暮らせる地域づくりをめざし、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進する。

各高齢者あんしんセンターに生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会に北区全体のコーディネートを担当する生活支援コーディネーターを配置して、地域資源情報の把握、情報の見える化、区内のサービス開発、地域ネットワークの構築などに取り組む。また、区民への普及・啓発の目的で、講演

会を実施する。

令和2年度地域の担い手づくり講演会 中止

10 認知症初期集中支援事業 (6,587千円)

各高齢者あんしんセンターに認知症サポート医や地域の医療・介護の専門職（臨床心理士・看護師・作業療法士・介護福祉士）から構成される認知症初期集中支援チームを配置する。

多職種協働のチームが、認知症の疑いのある人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント（生活上の課題の分析）、家族支援などの初期支援（概ね6か月）を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行う。

また、チームの事例から明らかとなった課題を検討し、地域の取組につなげる。

令和2年度実績

初期集中支援チーム	支援対象者数	36人
	訪問延べ回数	34回
	チーム会議開催数	19回

11 認知症地域支援・ケア向上事業 (40,035千円)

介護と医療等の連携推進による地域支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進会議の開催及び研修等を行う。また、各高齢者あんしんセンターに認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターを配置する。

地域での交流・啓発・相談の場として認知症カフェを区内全域に開設し、早期からの適切な支援体制を整える。

令和2年度実績

認知症カフェ	設置数	29か所	開催延べ回数	106回
	参加者数	延べ668人	もの忘れ相談医による相談	6人
認知症ケア向上多職種協働研修				中止
認知症地域支援推進員による相談				延べ3,229件

12 地域見守り・支えあい活動促進補助事業 (9,103千円)

一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げるとともに、「おたがいさまネットワーク」による見守り体制の連携強化を図る。

令和3年度補助金交付団体 73団体

13 認知症家族介護支援事業 (3,242千円)

「認知症になっても安心して住み続けられるまちづくり」をめざして、認知症の人とその家族がよりよく暮らしていけるための支援を、総合的・効果的に展開する。

認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発活動のための講座等の開催、認知症サポーターの養成や活動支援などを行う。

認知症サポーター養成講座・認知症サポート店

認知症サポーターステップアップ講座・認知症サポーターの活動支援
認知症の理解を深めるための周知イベントの実施
認知症ケアパスの更新・配布
認知症家族介護者教室の開催

障害福祉課

第1 障害者福祉

1 障害者総合支援法施行事務 (17,925千円)

障害者総合支援法の円滑な実施のためのシステムの開発及び障害者介護給付費等審査会、自立支援協議会の運営等を行う。

- (1) 東京都北区障害者介護給付費等審査会
障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定等を行う機関
- (2) 東京都北区自立支援協議会
障害者への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的効果的な推進を図ることを目的とする機関

2 手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付状況 (令和3年4月1日現在) 単位：人

	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	925	7	932
聴覚障害又は平衡機能障害	1,068	39	1,107
音声・言語又はそしゃく機能障害	155	1	156
肢体不自由	5,497	131	5,628
内部障害	4,051	35	4,086
計	11,696	213	11,909

(2) 愛の手帳交付状況 (令和3年4月1日現在) 単位：人

	18歳以上	18歳未満	計
1度 (最重度)	62	10	72
2度 (重度)	509	113	622
3度 (中度)	474	116	590
4度 (軽度)	934	272	1,206
計	1,979	511	2,490

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (令和3年4月1日現在) 単位：人

1級	2級	3級	計
202	1,677	1,705	3,584

3 自立支援給付事業

(1) 施設訓練等事業

(3, 713, 512千円)

障害の種類・程度に応じたサービスを実施する施設へ入所及び通所するための支援を行う。

令和3年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 (夜間や休日)	247
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	36
生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。(昼間)	618
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	54
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	154
就労継続支援	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	656
就労定着支援	就労移行支援等を経て、一般就労した方に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う。	72
自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、援助内容や良好に生活を送れているか等の確認を実施し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	5
合計		1,842

(2) 居宅介護事業

(1, 714, 957千円)

在宅の障害者等に対し、生活全般の介護や家事等の必要な援助を受けることを支援する。

令和3年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助を行う。	660
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害のある方及び重度の精神障害のある方で常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。	50
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	27
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	0
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行う。	223
合計		960

(3) 短期入所事業 (285, 179千円)

保護者や家族の疾病等の理由で短期間施設に入所して適切な介護を受けることを支援する。

令和3年4月1日現在支給決定者数 666人

(4) 共同生活援助事業 (928, 608千円)

地域で共同生活する知的障害者等が日常生活の援助や介護を受けることを支援する。

令和3年4月1日現在支給決定者数 280人

(5) サービス等利用計画の作成 (102, 832千円)

障害者(児)が様々なサービスを組み合わせることで地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画の作成及びサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援する。

令和3年3月31日現在 サービス等利用計画作成者数 1,799人
障害児支援利用計画作成者数 614人

(6) 高額障害福祉サービス費等の支給 (8, 747千円)

ア 次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を支給する。

- ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスに係る費用
- ④ 補装具費

イ 地域生活支援事業(移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業)に係る利用者負担額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を支給する。

ウ 高齢の障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の違いにより新たに生じる利用者負担を一定の条件を満たす場合に軽減する。

(7) 精神通院医療費の支給

精神疾患により、継続的に入院によらない精神医療(通院医療)を受ける場合、医療費の一部を公費負担する(原則1割の自己負担)。区が申請の窓口となり、申請受付事務を行う。

令和2年度受案件数 6,446件

(8) 更生医療費の支給 (727, 901千円)

身体障害者の職業能力を増進、あるいは日常生活を容易にすることを目的として、その障害を除く、又は軽減する医療を受ける場合、医療費の一部を公費負担する(原則1割の自己負担)。

令和2年度 交付者数 429人 給付件数 3,649件

(9) 身体障害児医療給付費(育成医療費)の支給 (1, 991千円)

身体に障害を有する者又はこれを放置すると将来障害を残すと認められる児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる場合に必要な医療費の一部を公費負担する(原則1割の自己負担)。

令和2年度 交付者数 17人 給付件数 42件

(10) 補装具事業費 (75,717千円)

身体の一部の欠損や機能の障害を補うための補装具（車いす・補聴器等）の交付と修理等の費用を支給する。

令和2年度	交付件数	314件	修理件数	236件
令和3年度	交付見込件数	414件	修理見込件数	343件

4 地域生活支援事業

(1) 意思疎通支援事業（手話通訳者等の派遣） (17,354千円)

聴覚障害者の病院・官公庁等での社会生活に必要な活動に際して、その便宜を図るため区に登録している手話通訳者を派遣するとともに、東京手話通訳等派遣センターにも委託し実施している。

また、北区役所第一庁舎1階及び赤羽障害相談係内に手話通訳連絡所を設置している。

令和3年4月1日現在登録通訳者数（区）	43人
令和2年度派遣件数	2,339件

(2) 移動支援事業 (191,419千円)

屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出の際の移動を支援する。

令和3年3月31日現在支給決定者数	657人
-------------------	------

(3) 日常生活用具経費補助・住宅設備改善費補助・点字図書経費補助 (87,261千円)

在宅の障害者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具、住宅設備改善及び点字図書の経費を補助する（介護保険法優先）。

令和2年度補助件数	
日常生活用具（ストマ用装具・視覚障害者用ホ-ルジョ-等）	6,284件
住宅設備改善（浴室・便所等）	31件
中等度難聴児発達支援事業	12件
小児慢性特定疾病児童日常生活用具	10件
令和3年度見込件数	
日常生活用具（ストマ用装具・視覚障害者用ホ-ルジョ-等）	6,243件
住宅設備改善（浴室・便所等）	28件
中等度難聴児発達支援事業	19件
小児慢性特定疾病児童日常生活用具	14件

(4) 日中一時支援事業 (4,843千円)

日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、その他区が認めた支援を行う。

令和3年4月1日現在支給決定者数	212人
------------------	------

(5) 身体障害者入浴介助事業 (17,927千円)

入浴が困難な在宅の重度身体障害者（肢体又は体幹機能障害1・2級の者。介護保険法の要介護認定において要介護1～5と認定された者を除く。）に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供するとともに家族の負担の軽減を図り、福祉の向上を図る（年52回まで実施）。

令和3年4月1日現在支給決定者数 32人

(6) 身体障害者用自動車改造費等補助 (1,494千円)

ア 身体障害者用自動車改造費の助成

身体障害者（上肢・下肢又は体幹機能障害1・2級）が、就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成する。

令和2年度助成件数 4件

令和3年度助成見込件数 5件

イ 障害者自動車運転免許取得費の助成

障害者の自動車運転教習に要する経費の一部を助成する。

令和2年度助成件数 2件

令和3年度助成見込件数 5件

5 障害児通所支援事業 (1,159,565千円)

(1) 障害児通所支援事業

日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う。

令和3年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
児童発達支援	心身の発達に遅れやつまずき、又は疑いのある未就学児童を対象に療育支援を行う。	255
医療型児童発達支援	児童発達支援に合わせ、上肢・下肢又は体幹に障害のある児童に必要とされる支援及び治療を行う。	4
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や放課後等の居場所づくりを行う。	468
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	12
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の自宅を訪問し、基本的な日常動作の指導や療育支援を行う。	2
	合計	741

(2) 児童発達支援給食費補助

就学前障害児が児童福祉法に基づく児童発達支援を利用する際に提供される給食について、保護者が負担した経費の一部を補助する。

6 その他の障害福祉サービス（給付事業等）

(1) 重度心身障害者手当（都制度）及び心身障害者扶養共済支給事務 (73千円)

ア 重度心身障害者手当

重度の心身障害のため、家庭において常時複雑な介護を必要とする者に対して、手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。（経費の負担、支給事務は都が行う。）

令和3年3月31日現在対象者数 270人（月額60,000円）

イ 心身障害者扶養共済

障害者の保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する。なお、旧扶養年金制度（都単独制度）については、平成19年3月1日をもって廃止となり、新規加入は終了しているが、既年金受給者については年金の支給を継続している。

【旧扶養年金制度】

令和3年3月1日現在	清算金分割受給者数	102人
	年金受給者数	198人

(2) 心身障害者福祉手当（区制度） (1,162,217千円)

区内の心身障害者等に対して、手当を支給する。

令和3年4月1日現在対象者数 6,709人

対 象	手当月額
身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2・3度） 脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病医療費助成を受けている方	15,500円
身体障害者手帳（3級）、愛の手帳（4度） 精神障害者保健福祉手帳（1級）	10,000円

(3) 特別障害者手当等（国制度） (137,819千円)

ア 特別障害者手当

在宅の、より重度の20歳以上の障害者に対し手当を支給し、その著しく重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図る。

令和3年4月1日現在対象者数 380人（月額27,350円）

イ 障害児福祉手当

在宅の、より重度の20歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しく重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図る。

令和3年4月1日現在対象者数 77人（月額14,880円）

ウ 経過的福祉手当

従来の重度障害者福祉手当（国制度）を受給していた20歳以上の障害者で、特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金にも該当しない者に対して手当を支給する。

令和3年4月1日現在対象者数 9人（月額14,880円）

(4) 心身障害者医療助成等事務費 (434千円)

身体障害者手帳(1・2級及び内部障害の3級)、愛の手帳(1・2度)又は精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者に、健康保険の本人負担分から高齢者の医療に準じた一部負担金を除いた医療費を助成する(医療費は都が負担)。

令和3年4月1日現在対象者数 3,135人

(5) 心身障害者委託保護 (56,271千円)

グループホーム利用者に対する家賃助成及び療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費の支給を行う。

令和3年3月31日現在知的障害者家賃助成対象者数 116人

令和2年度 療養介護医療費 交付者数 46人 給付件数 498件

令和2年度 肢体不自由児通所医療費 交付者数 5人 給付件数 41件

(6) 重度脳性麻痺者介護人派遣 (25,519千円)

北区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動を行うことが困難な者に対し介護人を派遣することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図る。

令和3年4月1日現在対象者数 24人

(7) 心身障害者緊急一時保護 (4,444千円)

保護者または家族の入院や通院、疾病、虐待等により緊急かつ一時的に介護者による介護が困難な場合に、区内短期入所施設を一時的に利用することができる。

令和2年度利用延べ日数 265日

令和3年度利用日数見込 404日

(8) 心身障害者寝具乾燥 (626千円)

ねたきり等の心身障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度。要介護高齢者等寝具乾燥に該当する者を除く。)で、寝具乾燥が困難な在宅の者に対し、寝具の乾燥等を行う(月1回実施)。

令和3年4月1日現在対象者数 10人

(9) 心身障害者訪問理美容 (405千円)

外出困難な心身障害者(肢体又は体幹機能障害1・2級、又は愛の手帳1・2度。要介護高齢者等訪問理美容に該当する者を除く。)に対し、理容師又は美容師を派遣し調髪を行う(3か月に1回実施)。

令和3年4月1日現在対象者数 30人

(10) 心身障害者紙おむつ支給・おむつ代金助成 (34,291千円)

ア 心身障害者紙おむつ支給

重度心身障害に起因して常時失禁状態にある心身障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度。要介護高齢者等紙おむつ支給に該当する者を除く。)に紙おむつを支給する。

令和3年3月31日現在対象者数 582人

イ 心身障害者おむつ代金助成

重度心身障害に起因して常時失禁状態にある心身障害者（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度。要介護高齢者等おむつ代金助成に該当する者を除く。）で、病院指定のおむつを使用している者に、おむつ代金の一部を助成する。

令和3年3月31日現在対象者数 32人

(11) 心身障害者福祉電話事業 (3,573千円)

ア 福祉電話の貸与

身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の者がいる世帯で、生活保護又は住民税非課税世帯に対し、区が電話を貸与する。（新規貸与は22年度で終了）

令和3年4月1日現在貸与世帯数 17世帯

イ 電話料金助成

身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の者がいる世帯で、生活保護又は住民税非課税世帯に対し、電話料金等の一部を助成する。（新規助成は22年度で終了）

令和3年3月31日現在対象世帯数 135世帯

(12) 身体障害者緊急通報システム事業 (1,300千円)

18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者を対象に、緊急通報システム機器を設置（貸与）する。緊急時等にボタンを押すと民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急性がある場合はただちに119番通報を行う。あわせて緊急時だけでなく健康の相談等の受付、月1回スタッフから「お伺い電話」を行う。また、緊急通報システム利用者のうち希望する方に対して火災安全センサ・安否確認センサを設置する。

令和3年4月1日現在設置台数 22台

(13) 心身障害者自動車燃料費助成 (31,563千円)

自動車税を減免された心身障害者又はその者と家計を一にする者に対し、自動車燃料費の一部を助成する（福祉タクシー対象者を除く。）。

令和2年度交付者数 725人

令和3年度交付見込者数 790人

(14) 心身障害者福祉タクシー・リフト付福祉タクシー事業 (155,927千円)

ア 心身障害者福祉タクシー

在宅の心身障害者（下肢体幹機能障害1～3級、視覚障害1・2級、内部障害1～3級、愛の手帳1・2度）がタクシーを利用する場合に、その乗車料金の一部を助成する。

令和2年度交付者数 4,463人

令和3年度交付見込者数 4,650人

イ リフト付福祉タクシー

ねたきり高齢者又は車椅子を使用しなければ外出することが困難な者の入退院、外出等の際における移送の便宜を図るべく、タクシー運行業務者に運行業務を委託する。

リフト付福祉タクシー 1台（年間借り上げ）

(15) 身体障害者福祉マッサージ券支給 (2,904千円)

重度肢体不自由者（身体障害者手帳1～3級）に対し、福祉マッサージ券を支給する。

令和2年度延利用者数 592人

令和3年度延利用見込者数 810人

(16) 心身障害者旅客運賃割引証等の交付

都営交通の無料パス・各種割引証等を交付する。

令和2年度交付件数 1,171件

7 相談・普及啓発・その他事業

(1) 身体障害者・知的障害者相談事業

令和2年度相談件数

単位：件

	手帳に関する相談	施設利用に関する相談	居宅サービスに関する相談	その他	計
身体障害者	4,958	1,164	27,110	2,507	35,739
知的障害者	648	1,490	3,974	2,187	8,299
計	5,606	2,654	31,084	4,694	44,038

(2) 障害者相談員事業 (716千円)

区長から委託された民間の協力者である相談員が、身体障害者・知的障害者・精神障害者の各種相談に応じ、助言を行う。

令和3年4月1日現在 身体障害者相談員 9名

知的障害者相談員 4名

精神障害者相談員 3名

(3) 障害者日中活動系サービス推進事業補助 (188,043千円)

障害者の福祉の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助する。

令和2年度補助実績数 25事業所

令和3年度補助見込数 26事業所

(4) 障害者就労支援事業 (43,309千円)

福祉施設利用者等の一般就労への円滑な移行の促進や、障害者就労施設等における工賃向上の支援を行う。

ア 障害者就労施設等の自主製品販売イベント

令和2年度実績

- ・ふれあいマルシェ（販売場所：北区役所第一庁舎正面玄関ロビー） 中止
- ・北区平和祈念週間（販売場所：北とびあ展示ホール） 中止

イ 障害者就労支援センター事業運営委託

令和2年度実績数（実人数）

単位：人

項目	ドリームヴィイ	わくわくかん	計
登録者数	848	1,067	1,915
新規就職者数	24	45	69
離職者数	15	22	37

ウ 障害者就労支援フェアの実施

令和2年度実績 中止

(5) 障害者権利擁護等事業 (6,864千円)

ア 障害者虐待防止の推進

障害福祉課内の障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び養護者等からの相談・通報等に対して障害者の権利利益を擁護するための支援を行う。また、講演会等の障害者虐待防止に関する啓発活動を実施する。

令和2年度実績

単位：件

区分	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待	計
相談件数	18	13	4	35

イ 障害者の差別解消と理解促進

障害者差別に関する相談を受付し、解決に向けた支援を行う。また、こころのバリアフリーを目的とした普及啓発活動と情報バリアフリーを促進するための取組みを行う。

令和2年度実績 中止

ウ 成年後見制度審判請求事務

判断能力が不十分な知的障害者・精神障害者の権利を守り、法的に保護することを目的とした成年後見制度を活用するための支援を行う。

令和2年度実績	区長申立て	審判請求費用助成	1件	報酬等助成	4件
	本人申立て	審判請求費用助成	0件	報酬等助成	1件

(6) 障害者地域自立生活支援事業 (20,858千円)

基幹相談支援センターとして、区内居住の障害者に対し、生活全般に関する相談に応じるとともに、関係機関と連携して地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進のための取組を行う。

令和2年度実績（障害者地域自立生活支援室）

単位：件

電話相談	2,337	面接	614	その他相談	510
------	-------	----	-----	-------	-----

(7) 地域障害者相談支援センター運営事業 (15,200千円)

担当地域を中心とした相談支援業務及び障害者福祉事業窓口業務（各種事業の申請受付）を、事業者に委託することにより行う。

東京都北区滝野川地域障害者相談支援センター

所在地：北区西ケ原4-51-1 飛鳥晴山苑内

担当地域：西ケ原、上中里、中里、昭和町、田端新町、東田端、田端

(8) 在宅難病患者等支援 (1,978千円)

在宅難病患者を対象として、訪問看護を実施するとともに、災害時における在宅人工呼吸器使用者への支援として個別支援計画の作成を推進する。

ア 機器貸与（吸入器・吸引器）に伴う訪問看護

令和2年度利用者数 3人（延135回）

イ 人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

令和2年度作成件数 新規 7件 更新 26件

(9) 難病医療費等の助成（国制度、都制度）

難病法等に基づき、指定難病等に認定された場合、医療費の一部を公費負担する。区が申請の窓口となり、申請受付事務を行う。

令和2年度受理件数

難病医療 1,205件

都医療券 270件

小児慢性特定疾病医療 117件

(10) 重症心身障害児（者）等医療的ケア支援事業 (17,745千円)

医療的ケアを必要とする障害児（者）が、住み慣れた地域で適切な支援が受けられるよう、サービス提供体制の充実を図る。

ア 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

在宅生活を送る医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対し、訪問看護師を自宅に派遣し、一定時間家族の代わりに医療的ケアと見守りを行う。

令和2年度派遣件数 111件

令和3年4月1日現在支給決定者数 12人

イ 重症心身障害者通所事業運営補助

重症心身障害児（者）のための適切な療育環境を確保する事業者に対し、運営費の一部を補助する。

令和2年度補助実績 4事業所

ウ 障害児支援体制整備促進事業

障害児を支援する事業者に対して、事業所の開設前に要する人件費や初度調弁等の経費の一部を補助する。

令和2年度補助実績 1事業所

エ 政策提案協働事業（令和2年度から3か年実施予定）

地域団体が提案した創造性及び柔軟性を活かした事業について、区と団体が協働で実施する。

事業名：障がい児・者の外出、外食を支援する共生の街づくり事業

（11）在宅要介護者受入体制整備事業 （5,000千円）

家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し緊急的に介護者による介護が困難な場合に、感染対策を徹底し受入体制を整えた短期入所施設等において、要介護障害者への一時的支援を行う。

***（12）障害福祉サービス事業所特別給付金事業**

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら適切なサービス提供を行う区内障害福祉サービス事業所を対象に、事業継続支援を目的として特別給付金を支給した。

令和2年度補助実績 144件

第2 公害健康被害補償

● 東京都条例に基づくもの (1,465千円)

「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、大気汚染障害者認定審査会の意見を聞き、気管支ぜん息及びその続発症に罹患した者の当該疾病が、大気汚染の影響を受けたと推定される旨の認定を行う。(平成20年8月1日より、助成対象者が全年齢に拡大)

(平成27年3月31日、18歳以上の新規申請受付終了)

平成27年4月1日より18歳未満の者で、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びその続発症が医療費助成対象疾病。

《附属機関》

- ・大気汚染障害者認定審査会
大気汚染障害者の認定について、区長の諮問に応じて意見を述べる機関

大気汚染関連疾病認定状況

(令和3年3月末現在) 単位：人

対象者	疾病名	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	計
乳幼児		0	0	0	0	0
小学生		0	0	0	0	0
中学生		0	0	0	0	0
その他		0	1,329	0	0	1,329
計		0	1,329	0	0	1,329

● 法律に基づくもの

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、昭和63年2月29日までに申請し、認定を受けた公害健康被害者に対して、医療費等の補償及び福祉事業を行うことにより、健康回復・保持・増進を行う。なお、昭和63年3月1日以降は、大気汚染の影響による健康被害者の保護・救済を図るため、公害健康被害予防事業の実施を進めている。

《附属機関》

- ・公害健康被害認定審査会
指定疾病の認定及び補償給付に関する事項について、区長の諮問に応じて意見を述べる機関
- ・公害診療報酬等審査会
診療報酬の支払い及び療養費の支給について、その診療内容等に関して、区長の諮問に応じて意見を述べる機関

1 公害健康被害認定事業

(6,979千円)

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、指定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症)に罹患している既認定患者について、認定審査会の意見を聴いて認定及び障害等級の決定を行っている。

(1) 認定者数の推移（指定疾病別、年齢階層別、障害等級別）

単位：人

年度	患者数	指定疾病別				年齢階層別		障害等級別				
		慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	0～14歳	15歳以上	特級	1級	2級	3級	その他
28	797	16	778	0	3	0	797	0	3	38	324	432
29	762	14	745	0	3	0	762	0	3	36	315	408
30	735	14	718	0	3	0	735	0	3	33	303	396
元	722	13	706	0	3	0	722	0	4	32	297	389
2	696	11	682	0	3	0	696	0	4	32	288	372

(2) 認定等の状況（令和3年3月末現在）

単位：人

区分		元年度末累計	2年度計	2年度末累計	区分		元年度末累計	2年度計	2年度末累計
申請	申請	4,377	-	4,377	△減少	転出	566	5	571
	△取下	99	-	99		死亡	865	13	878
申請実数		4,278	-	4,278		辞退	51	0	51
認定	認定	4,261	-	4,261		未更新等	2,607	13	2,620
	転入	547	7	557	減少計B	4,089	31	4,120	
増加計A		4,811	7	4818	増加実数(A-B) C	722	△24	698	

2 公害健康被害補償事業

(654,827千円)

(1) 補償給付の状況

(令和2年度)

区分	件数	金額(円)	区分	件数	金額(円)
医療費	10,126	204,861,618	療養手当	1,631	38,650,500
障害補償費	3,938	312,041,710	葬祭料	5	1,870,000
遺族補償費	290	31,345,900			
遺族補償一時金	5	15,981,300	計	15,995	604,751,028

3 公害健康被害機能訓練事業

(378千円)

(1) 呼吸器健康教室

ぜん息性疾患を持つ患者を対象に、医師、理学療法士、音楽家などの指導により、ぜん息を上手にコントロールできるよう知識や呼吸法を習得することを目的とする。

(令和2年度実績)

回数	日程	会場	参加者数(人)		
			認定患者	一般区民	計
第1回	7月9日	北とびあ	3	8	11
第2回	9月25日	滝野川体育館	0	0	0
第3回	10月23日	北とびあ	0	0	0
第4回	11月12日	北とびあ	0	0	0
第5回	11月18日	北とびあ	0	0	0
計			3	8	11

※第2回～第5回は中止

4 公害家庭療養指導等事業

(979千円)

(1) 家庭訪問・相談事業

(令和2年度実績) 単位：人

指導方法別		対象種別	公 害		
			計	認定患者	認定以外
家庭訪問	(1) 延人数		27	24	3
所内相談	(2) 延人数		215	215	0
電話相談	(3) 延人数		87	81	6
その他の相談	(4) 延人数		108	83	25
相談延数	(5) = (2) + (3) + (4)		410	379	31
関係機関連絡	(6) 延人数		38	36	2

令和2年度は、主に単身世帯、高齢者、在宅酸素療法をしている患者を中心に家庭訪問をして保健指導を行った。

(2) インフルエンザ予防接種費助成事業

認定患者に対し、インフルエンザ予防接種費用を助成する。

(令和2年度実績) 単位：人

助成対象者数	申請者数	決定者数
591	196	196

5 公害健康被害相談事業

(502千円)

(1) 個別健康相談

ア 成人呼吸器相談

ぜん息、その他アレルギーを原因とした症状がある者、及び不安のある者を対象に、専門医の助言により正しい医療を理解し、より適切な療養生活を実行できるようになることを目的とする。

令和2年度実績 実施回数 4回 相談者数 19人

イ こどもアレルギー相談

ぜん息、アトピー性皮膚炎等アレルギー症状がある思春期までの子どもを持つ保護者を対象に専門医の助言により正しい医療知識・対処法を理解することにより疾病に対する不安を解消することを目的とする。

令和2年度実績 実施回数 3回 相談者数 10人

(2) 薬のセミナー

ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の呼吸器疾患をお持ちの方、これらの病気に関心のある方を対象に、薬剤師の助言によりぜんそくの薬物療法について理解し、より適切な吸入薬の使い方を実践できるようになることを目的とする。

令和2年度実績 中止

介護保険課

1 介護保険運営協議会 (2,199千円)

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険運営協議会は、介護保険事業計画に係る事業の進行状況を管理し、被保険者等の意見を反映させる。

2 賦課徴収 (26,217千円)

(1) 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における保険料は、本人と世帯の所得状況に応じてきめ細かく設定するため所得段階を前期(平成30年度～令和2年度)と同様に16段階(16区分)とした。

なお、今期(令和3年度～令和5年度)において、介護給付費の増加による保険料の上昇が見込まれることから、介護保険給付費準備基金の17億円を活用し、保険料の軽減を図った。

徴収方法は、特別徴収(老齢・退職・遺族・障害年金額が年額18万円以上は年金から差し引き)と、普通徴収(老齢・退職・遺族・障害年金額が年額18万円未満は納付書又は口座振替にて納付)による。

【令和3年度～令和5年度年額保険料】(基準年額73,370円(基準月額6,114円))

所得段階	該当する方		年額(円)	保険料基準額 に対する比率
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下の方	[軽減前] 36,700 【軽減後】 22,011	[軽減前] 基準額×0.50 【軽減後】 基準額×0.30
第2段階		・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120万円以下の方	[軽減前] 48,400 【軽減後】 30,081	[軽減前] 基準額×0.66 【軽減後】 基準額×0.41
第3段階		・第1段階及び第2段階以外の方	[軽減前] 52,800 【軽減後】 49,157	[軽減前] 基準額×0.72 【軽減後】 基準額×0.67
第4段階	本人が 住民税非課税	・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下の方	63,100	基準額×0.86
第5段階	世帯員が 住民税課税	・第4段階以外の方	73,400	基準額×1.00
第6段階	本人が 住民税課税	・前年の合計所得金額が125万円以下の方	88,000	基準額×1.20
第7段階		・前年の合計所得金額が125万円を超えて200万円未 満の方	99,000	基準額×1.35
第8段階		・前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	117,400	基準額×1.60
第9段階		・前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	124,700	基準額×1.70

第10段階	本人が 住民税課税	・前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	146,700	基準額×2.00
第11段階		・前年の合計所得金額が800万円以上1,100万円未満の方	161,400	基準額×2.20
第12段階		・前年の合計所得金額が1,100万円以上1,500万円未満の方	183,400	基準額×2.50
第13段階		・前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	205,400	基準額×2.80
第14段階		・前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	227,400	基準額×3.10
第15段階		・前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	242,100	基準額×3.30
第16段階		・前年の合計所得金額が3,000万円以上の方	256,800	基準額×3.50

※1 保険料（年額）は、第1～3段階を除き端数処理している。

※2 第1～3段階保険料は、公費の投入による軽減を実施している。

※3 合計所得金額

- ・第1～5段階の場合は、年金収入に係る雑所得は含まない。
- ・第1～5段階で給与所得を含む場合は、給与所得控除額を控除した額から10万円を控除している。
- ・第6～16段階で給与所得又は年金収入に係る雑所得を含む場合は、給与所得控除額及び公的年金等控除額を控除した額から10万円を控除している。
- ・分離譲渡所得がある場合は、特別控除額差し引き後の額を用いる。

(2) 40歳～65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と一緒に徴収される。

国民健康保険加入者の保険料は、所得金額などに応じて、世帯ごとに徴収される。

勤務先の健康保険加入者の保険料は、給料の額に応じて徴収される。

3 認定審査会

(199,393千円)

(1) 要介護認定・要支援認定の進捗状況

(ア) 申請受付件数

令和2年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,386	1,392	1,667	1,558	1,570	1,542	1,540	1,505	1,728	1,536	1,576	1,586
累計	1,386	2,778	4,445	6,003	7,573	9,115	10,655	12,160	13,888	15,424	17,000	18,586

(イ) 審査件数

令和2年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,721	1,093	726	772	786	1,021	1,185	1,073	1,103	1,055	890	1,116
累計	1,721	2,814	3,540	4,312	5,098	6,119	7,304	8,377	9,480	10,535	11,425	12,541

(ウ) 二次判定結果

令和2年度実績

要介護度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数	233	2,420	1,524	2,427	1,623	1,401	1,756	1,148	12,532
割合(%)	1.86	19.31	12.16	19.37	12.95	11.18	14.01	9.16	100.00

(I) 審査会による一次判定結果の変更

令和2年度実績

変更度	より軽く変更①	より重く変更②	変更あり①+②	変更なし④	計③+④
件数	389	1,389	1,778	10,754	12,532
割合(%)	3.11	11.08	14.19	85.81	100.00

(オ) 要介護(要支援)認定者数

令和3年3月末日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	4,007	2,642	3,598	2,542	2,124	2,548	1,575	19,036
割合(%)	21.05	13.88	18.90	13.35	11.16	13.39	8.27	100.00

4 認定調査

(147,591千円)

要介護認定・要支援認定の調査件数

令和2年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,371	706	804	811	1,096	1,117	1,196	1,036	1,060	1,024	984	1,081
累計	1,371	2,077	2,881	3,692	4,788	5,905	7,101	8,137	9,197	10,221	11,205	12,286

5 趣旨普及

(3,469千円)

被保険者、サービス事業者、高齢者あんしんセンター等に情報を提供することにより、介護保険制度の周知を図る。

6 居宅介護サービス給付

(14,155,489千円)

主な在宅サービス

サービス項目	内容
訪問介護	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車による入浴介護
訪問看護	看護師による看護
通所介護	定員19人以上の介護施設に通い、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
訪問・通所リハビリテーション	理学療法士等が施設や家庭で機能訓練等を行う
短期入所生活介護	施設に短期入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
短期入所療養介護	施設に短期入所し、看護や介護、機能訓練等を行う
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
福祉用具貸与	車いす・介護用ベッドなどの貸与

7 地域密着型介護サービス給付

(2, 593, 344千円)

主なサービス

サービス項目	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じた随時訪問、ホームヘルパーによる入浴、排せつなどの介護や看護職員による看護
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や、利用者の求めに応じた随時訪問、ホームヘルパーによる排泄や体位変換などの介護
地域密着型通所介護	定員19人未満の通所介護
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の泊まりのサービス
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所を中心に、利用者の選択に応じた訪問や泊まりのサービス

8 施設介護サービス給付

(8, 046, 917千円)

施設サービス

サービス項目	内 容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方の施設
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定している方が家庭に戻るよう介護や看護、リハビリを行う施設
介護療養型医療施設（療養病床）	病状が安定しているが医療の必要性が高いなど長期にわたる療養入院施設
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が対象の施設

9 介護予防サービス給付

(771, 461千円)

要支援1・2の方が受けられるサービス。サービス項目は、居宅介護サービスに準ずる。

なお、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービス）へ移行した。

10 地域密着型介護予防サービス給付

(6, 572千円)

主なサービス

サービス項目	内 容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービス
介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）	認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅

1.1 介護予防・生活支援サービス事業 (12,202千円)

要支援1・2及び事業対象者の方に対し、訪問型サービス、通所型サービスを実施するとともに、「元気アップマシントレーニング教室（短期集中予防サービス）」を実施する。

1.2 介護予防訪問型サービス (444,147千円)

要支援1・2及び事業対象者の方に対し、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）を実施する。自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーなどが訪問し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行う。

サービス項目	内 容
予防訪問サービス （従前の介護予防訪問介護相当）	ホームヘルパーなどによる身体介護や生活援助
いきいき生活援助サービス （緩和した基準によるサービス）	生活援助員（区独自研修修了者）等による生活援助

1.3 介護予防通所型サービス (549,837千円)

要支援1・2及び事業対象者の方に対し、介護予防・生活支援サービス（通所型サービス）を実施する。自立した日常生活を送ることができるよう、デイサービスセンターで、日帰りで機能訓練をはじめとした支援を行う。（いずれも従前の介護予防通所介護相当）

サービス項目	内 容
予防通所サービス	施設に通い、入浴・食事・機能訓練等を行う
生活機能向上通所サービス	施設に通い、機能訓練に重点を置いたサービスを行う

1.4 介護予防ケアマネジメント事業 (118,437千円)

訪問型サービス・通所型サービスのみ利用する者及び元気アップマシントレーニング教室を利用する者に対し、介護予防ケアマネジメントを実施する。

1.5 生活援助員研修 (3,022千円)

地域の支え合いづくりや高齢者の社会参加・介護予防を進めるため、身体介護を伴わない掃除・洗濯などの生活援助サービスを提供する「生活援助員」を養成する。区独自の研修を行い、研修修了者には訪問介護事業所等への就職相談会を実施する。

1.6 介護給付適正化事業 (8,783千円)

介護保険利用者へのサービスが適正に提供されるようケアプランの点検や事業者に対する指導・監査を行う。また、事業者の安定的な運営や介護職員のスキルアップを支援するため、各種講習会や情報交換会を実施する。

17 民間福祉施設第三者評価補助 (6,400千円)

民間の認知症高齢者グループホームが福祉サービス第三者評価を受けた場合に、受審に要する費用の一部を補助する。

18 介護サービス利用者負担減額措置（生計困難者に対する減額措置） (4,004千円)

収入及び貯蓄が基準額を下回る世帯について、利用者負担額（介護費負担・食費・居住費（滞在費））の25%（老人福祉年金受給者は50%）を軽減する。生活保護受給者に対しては個室居住費（滞在費）の100%を軽減する。

この制度は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者の自己負担を軽減するもので、国制度と都制度がある。

(1) 国制度

制度の趣旨に賛同して都及び区に申し出を行った事業者が提供する一定のサービスに対し、利用者負担額の軽減を行う。

軽減費用のうち、事業所が1/2、国が1/4、都が1/8、区が1/8を負担する。

(2) 都制度

国制度の対象サービスを拡大した制度。手続き方法や軽減割合は国制度に準ずる。

軽減費用のうち、事業所が1/2、都が1/4、区が1/4を負担する。

19 介護人材育成事業 (3,389千円)

(1) 介護事業者の人材確保支援

介護事業所の施設管理者に対し、処遇改善加算や各種補助制度を活用した効率的な事業所運営に関する研修を実施するとともに、専門家（社会保険労務士等）の個別訪問も行って、個別事情に応じたサポートを行う。

(2) 介護サービスの担い手養成

介護保険会計で実施している「生活援助員研修」の受講者のうち、介護事業所におけるスタッフ等としての従事を希望する人を対象とした研修（ステップアップ研修）を実施する。

20 地域密着型サービス拠点等整備 (5,065千円)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費の一部を補助する。

(1) 施設名 エイプレイス赤羽

(2) 整備予定地 北区志茂4-39-5 サンセゾン・I B1F

(3) 整備事業者 株式会社エイプレイス

(4) 開設予定日 令和3年9月（予定）

21 介護サービス事業所感染症対応支援事業 (1,610千円)

介護サービス事業所における利用者等が新型コロナウイルスに感染した際に、サービスの提供を継続するために衛生物品の配布を行う。

また、感染症の感染拡大等により、介護サービス事業所の単体での運営が困難となった場合に備え、地域の複数の事業所間において、大規模施設が中心となって、物資や人材等の連携体制を構築するための事業費補助を行う。

2.2 在宅要介護者受入体制整備事業

(10,000千円)

家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し緊急的に介護者による介護が困難な場合に、感染症対策を徹底し受入体制を整えた医療機関等において、要介護高齢者への一時的支援を行う。

*2.3 介護サービス事業所特別給付金

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら適切なサービス提供を行う区内介護サービス事業所を対象に、事業継続支援を目的として特別給付金を支給した。

支給件数 402件

*2.4 介護・障害福祉サービス事業所への衛生物品の配付（障害福祉課からの執行委任分を含む）

新型コロナウイルス感染症対策として必要となる衛生物品等の確保が困難な状況下において、区が一括して購入し備蓄しておき、濃厚接触者等に対してサービス提供を行う事業所に衛生物品を迅速に配付した。

物品内容	備蓄数	配付数
防護服	4,000枚	2,469枚
N95マスク	4,000枚	2,045枚
靴カバー	4,000双	1,909双
ニトリル手袋	4,000双	3,215双
防護メガネ	4,000個	1,463個

*2.5 介護・障害福祉サービス事業所の新規入所者へのPCR検査（保健予防課より執行委任）

事業所内における新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、区内介護・障害福祉サービス事業所へ新規で入所・入居する者（短期利用を含む）に対し、サービス事業所の配置医、連携医または当事業協力医（医師会と連携）にて、鼻咽頭拭い液等の採取によるPCR検査を実施した。

実施件数 75件

*2.6 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に係る介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負う、もしくは主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第一号被保険者の介護保険料を減免する。

令和2年度実績（令和3年3月31日現在）

	減免件数	減免額
令和元年度分	929件	11,634,081円
令和2年度分	999件	69,757,034円

生活衛生課

1 獣医衛生

(5,800千円)

(1) 畜犬登録、及び狂犬病予防注射

狂犬病予防法による、犬の登録と、狂犬病予防のための予防注射に関する事務を行い、鑑札と注射済票を交付している。また、家庭で飼養される犬やネコ、飼い主のいないネコ等の適正飼養に関する相談や苦情を受け、指導・助言を行っている。

(令和2年度)

項 目		件数	
狂犬病 予防法	年度末現在登録数	8511	
	新規登録数	697	
	狂犬病予防注射済票交付数	5059	
	咬傷事故数	16	
動物に 関する 相談 苦情 主訴 件数	犬	糞尿・悪臭	50
		放し飼い	5
		鳴き声	25
		飼養など	257
		小計	337
	ネ コ	糞尿・悪臭	55
		外ネコへの給餌	57
		子ネコに関するもの	21
		不妊去勢手術	50
		鳴き声	6
		飼養など	110
	小計	299	
	その他の動物	15	
	相談・苦情件数 合計		651

(2) 犬の飼い主講座の開催

犬を飼っている区民、飼おうと考えている区民を対象に元環境省動物適正飼養講習会講師により「犬の飼い主講座」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

(3) まちなこ対策

人と動物の共生を図るため、適正飼養の啓発等に取り組んでいる。

- ①飼い主のいないネコの繁殖抑制のため、不妊去勢手術費助成事業を行っている。
メス10,000円、オス5,000円を上限に、手術費の3分の2を助成している。
令和2年度はメスネコ215頭、オスネコ148頭、合計363頭の手術費助成を行った。
- ②不妊去勢手術用として、捕獲器の貸し出しを行っている。
- ③ネコ相談会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

2 健康危機管理

(13,364千円)

(1) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策として、マスク・消毒液等の感染防御用資器材を更新し、適切な管理を行っている。令和2年度は、供給状況の悪化により予定していた資器材のうち、感染症対策セット600個について調達が不可能となった。

(2) 災害医療体制の整備

- ① 医療救護所用医薬品及び医療資器材等を更新し、引き続き災害医療体制の充実を図っていく。

災害時における医療救護活動を円滑に実施するため超急性期（発災から72時間まで）に、災対衛生部本部と災対本部間の実際の連携（通信）訓練及び、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置を行う緊急医療救護所を設置する予定である災害拠点病院及び災害拠点連携病院と合同で、緊急医療救護所開設・運営訓練を実施していく。

ア 緊急医療救護所開設・運営訓練

- ・令和2年10月31日（土） 花と森の東京病院
- ・令和3年3月27日（土） 東京北医療センター（中止）

イ 東京都・北区合同総合防災訓練

- ・令和2年11月22日（日） 東京都立北特別支援学校

ウ トリアージ講習会

- ・2回実施 45名参加

エ 保健所に非常用自家発電装置の設置及び、緊急医療救護所に医療用資器材（天幕テント8張り：赤羽中央総合病院を除く）を配備した。

3 環境衛生

(12,448千円)

理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、水道施設等の環境衛生関連施設について、関係法令に基づき、許認可及び届出受理を行うとともに巡回衛生指導等を実施して施設の衛生を確保している。また、飲用水等に関する住居衛生相談及びねずみ・衛生害虫の防除・指導を行い、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

(1) 環境衛生指導

- ① 許認可、衛生指導

環境衛生関係法令に基づき、届出の受理及び施設の確認・営業許可を行っている。また、環境衛生監視員が対象施設を巡回し、施設の改善指導や定められた衛生上必要な措置について、衛生指導を行っている。

環境衛生施設数（令和2年度末）	5,535か所
許認可・届出施設数（令和2年度）	85か所
廃止施設数（令和2年度）	114か所
衛生指導件数（令和2年度）	324件

- ② 生活環境相談指導

区民が快適な居住環境を確保できるよう、飲用水、ダニ・カビ・結露の発生、揮発性化学物質などの「住まいの衛生」に関する相談を受け、適切な「住まい方」等を助言・指導している。

相談指導件数（令和2年度）	110件
---------------	------

③ 営業施設の空気検査

営業者、利用者にとって快適な環境を保ち、健康被害を防ぐために、理容所、美容所、クリーン所の空気検査を行っている。

理容所空気検査実施数（令和2年度）	1施設
特定建築物空気検査実施数（令和2年度）	6施設

④ 営業施設の水質検査

公衆浴場の浴槽水及び営業プールのプール水の水質を確認するため、水質検査を行っている。

公衆浴場水質検査実施（令和2年度）	延72施設
営業プール水質検査実施数（令和2年度）	延16施設

⑤ 住宅宿泊事業法に基づく届出受理等

住宅宿泊事業法に基づく施設の届出受理等を行っている。

施設数（令和2年度末）	168か所
新規届出施設数（令和2年度）	14か所
廃止施設数（令和2年度）	61か所
指導件数（令和2年度）	10件

(2) ねずみ・害虫等対策

① ねずみ・衛生害虫相談指導

感染症を防ぐため、ねずみ・衛生害虫の防除方法等について区民から相談を受け、指導している。

相談指導件数（令和2年度）	524件
---------------	------

② 殺そ剤配布

家屋内等のねずみを駆除するため、区民に殺そ剤及び粘着板を配布している。

本事業は令和2年度で終了し、今後は防除方法の助言に力を入れていく。

殺そ剤（リン化亜鉛2g×2/1袋）（令和2年度）	440袋
粘着板配布数（令和2年度）	240枚

③ ハチ対策

ハチの防除等について、区民等からの相談を受けている。また、スズメバチ等人の生命に危険なハチについては、民間業者に巣の撤去作業を委託し、被害を未然に防止するよう努めている。

相談指導件数（令和2年度）	285件
スズメバチ等の巣撤去委託件数（令和2年度）	59件

④ 蚊対策

デング熱等蚊媒介感染症の患者発生を未然に防止するため、蚊の発生時期である4～8月に、区道、区立公園および区立児童遊園の雨水枡に対し、昆虫成長制御剤を委託業者が散布し、成虫の発生抑制に努めている。

昆虫成長制御剤散布薬剤数（令和2年度）	60,292個
---------------------	---------

4 食品衛生

(15,552千円)

食品関連施設について、関係法令に基づく営業許可及び従事者の資格・調理師免許等に関する事務を行っている。また、食中毒及び不良食品の製造や流通を防止するため、食品衛生監視員による施設の衛生指導と食品等の検査を実施している。

(1) 食品衛生法・食品製造業等取締条例に基づく営業施設と衛生指導

① 営業施設数

飲食店、菓子製造業、スーパーマーケットなどの食品営業施設は、食品衛生法、条例に基づく営業許可が必要で、新規・更新許可の際、施設の立ち入り検査を実施している。

営業施設件数(令和元年度末)	6,740件
新規許可件数(令和元年度)	630件
更新手続件数(令和元年度)	599件
廃業施設件数(令和元年度)	668件

② 衛生指導

食品衛生監視員が対象施設を巡回し、施設の改善や食品の取り扱いについて衛生指導を行っている。衛生指導件数(令和元年度)

7,516件

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく営業施設と衛生指導

食鳥を処理する営業を営む場合は法による許可が必要で、定期的な立ち入り及び食鳥肉の取り扱いなどについて指導を行っている。

営業所数(令和元年度末)	6か所
衛生指導件数(令和元年度)	11件

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく営業所と衛生指導

ふぐ取扱い施設等について、事故を防止するためふぐ調理師免許証及びふぐ取扱い認証書の確認や、取り扱いについて衛生指導を行っている。

営業所数(令和元年度末)	34か所
新規営業所数(令和元年度)	2か所
廃業所数(令和元年度)	1か所
衛生指導件数(令和元年度)	47件

(4) 東京都北区食品衛生法施行細則第6条等に基づく届出と衛生指導

法や条例の営業許可を必要としない届出食品業種について、衛生指導を行っている。

届出施設件数(令和元年度)	4,582件
衛生指導件数(令和元年度)	2,978件

5 医薬衛生業務

(5, 937千円)

診療所、施術所、薬局等の医療関連施設について、関係法令に基づき許可及び届出を受け、医師等の医療従事者に関する免許事務を行っている。また医療安全の確保や衛生的管理を適正に行うよう、医療監視員、薬事監視員等による衛生指導や医薬品等の検査を行い、健康被害の未然防止を図っている。

(1) 医療施設数と衛生指導件数

- | | |
|---|---------|
| ① 病院、診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あんま、はり、きゅう、柔道整復）、出張施術業、歯科技工所、衛生検査所の施設数（令和2年度末） | 1,226件 |
| ② 新規開設・変更・廃止の届出数（令和2年度） | 632件(※) |
| (※)内訳：新規100 廃止64 変更その他468 | |
| ③ 救急医療機関の指定申請・変更届出数（令和2年度） | 3件 |
| ④ 衛生指導件数（令和2年度） | 74件 |

(2) 医療従事者の免許申請受理数

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士等の免許申請・書換え・再交付等理件数 561件

(3) 薬局等の施設数と衛生指導件数

- | | |
|---|-----------|
| ① 薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業、店舗販売業、麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の施設数（令和2年度末） | 1,296件 |
| ② 新規開設・更新・変更・廃止の届出数（令和2年度） | 1,726件(※) |
| (※)内訳：新規88 更新86 廃止90 変更その他1,462 | |
| ③ 衛生指導件数（令和2年度） | 603件 |

(4) 医薬品等の収去状況及び試験検査結果

都区連携して行う年3回の一斉監視指導にて、収去品目について表示等の検査をした後、東京都健康安全研究センターで品質確認のための試験検査を実施している。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の品目数（令和2年度） 5品目：適5

(5) 毒物劇物販売業及び業務上取扱者の施設数と衛生指導件数

- | | |
|---|--------|
| ① 毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業、要届出業務上取扱者（電気めっき業、金属熱処理業、運送業）、非届出業務上取扱者の施設数（令和2年度末） | 248件 |
| ② 新規開設・更新・変更・廃止の届出数（令和2年度） | 42件(※) |
| (※)内訳：新規8 更新9 廃止9 変更その他16 | |
| ③ 衛生指導件数（令和2年度） | 41件 |

(6) 家庭用品試買状況及び試験検査結果

家庭用品を取り扱う販売業者から規制対象品を購入し、表示等の検査をした後、保健予防課または東京都健康安全研究センターで基準適否確認のための試験検査を実施している。

繊維製品、家庭用化学製品の品目数（令和2年度） 26品目・36検査項目：全て適

受動喫煙防止対策担当課長

1 受動喫煙防止対策事業

(675千円)

令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の周知啓発を行うとともに、関係法令に基づく届出の受理及び施設の受動喫煙防止対策指導・助言を行っている。

(1) 喫煙可能室設置施設届出書受理事務

令和2年度受理件数 326件

(2) 苦情・相談等の対応

令和2年度対応件数

苦情・相談	関係法令の問い合わせ	通報	合計
112	143	101	356

(3) 通報に基づく指導・助言

令和2年度対応件数 99件

(4) 関係法令の周知啓発

望まない受動喫煙を防ぐため、飲食店等の施設管理権原者のみならず、広く区民に向けて周知啓発に取り組んでいる。

- ①区内飲食店に対し、喫煙状況を示す標識の掲示確認を行なった。その結果に基づき未掲示店及び喫煙可能室設置施設届出書が未届出の店舗に対し、法令の周知啓発を行った。
- ②区立小学校6年生及び区立中学校2年生を対象に、受動喫煙防止啓発チラシを配布した。また、北区たばこ対策基本方針の取り組みに基づき、裏面では保護者に向けた区の禁煙治療費助成の周知を行った。
- ③区独自の受動喫煙防止対策啓発ポスターを製作し、町会等の掲示板に掲示するとともに飲食店に配布し掲示依頼を行った。

保健予防課

第1 感染症予防

(9,026千円)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、平時からの感染症発生状況の把握と、発生時の疫学調査、患者等への検査や保健指導、区民への普及啓発などを行い、地域における感染症の予防とまん延防止を図る。

また、特定感染症予防指針に基づき、HIV抗体検査、ウイルス肝炎検査、梅毒検査を実施している。

1 感染症発生数

(令和2年度:区内医療機関から発生届を受理したものに限り)

一類感染症		0人
二類感染症(結核を除く)		0人
二類感染症(結核)		143人
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症11人 細菌性赤痢1人	12人
四類感染症	レジオネラ症6人	6人
五類感染症 (全数把握対象疾患)	アメーバ赤痢2人 ウイルス性肝炎2人 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症1人 劇症型溶血性レンサ球菌感染症3人 侵襲性インフルエンザ菌感染症1人 侵襲性肺炎球菌感染症7人 梅毒19人 風しん1人 後天性免疫不全症候群1人	37人
指定感染症	新型コロナウイルス感染症3,227人 (指定感染症2,814人 新型インフルエンザ等413人)	3,227人

◎新型コロナの法的位置づけ：令和3年2月12日以前⇒指定感染症

令和3年2月13日以降⇒新型インフルエンザ等感染症

◎これらの感染症の他に、集団感染事例に対する調査、保健指導などを実施した。

2 感染症発生時行政措置（結核を除く）

（令和2年度:他保健所で発生届を受理したものを含む）

入院勧告	1,295件
入院延長勧告	989件
診査協議会開催	989件
健康診断の勧告	4件
就業制限	3,227件

3 感染症発生時検便検査

（令和2年度:他保健所からの関係者検便を含む）

細菌性赤痢	0人	0件
腸管出血性大腸菌感染症	15人	21件
コレラ	0人	0件
腸チフス・パラチフス	0人	0件

4 積極的疫学調査

感染症法第15条により、感染症の発生の防止又は発生の状況・動向を明らかにするための疫学調査を実施している。

実施状況（令和2年度）

実施件数	内 訳
2843件	腸管出血性大腸菌感染症12件、E型肝炎3件、デング熱1件、細菌性赤痢1件 レジオネラ症7件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症1件、 劇症型溶血性レンサ球菌感染症3件、侵襲性インフルエンザ菌感染症1件、 侵襲性肺炎球菌感染症2件、風しん1件、後天性免疫不全症候群1件 新型コロナウイルス感染症2810件

5 感染症発生動向調査

北区保健所では、東京都北区感染症発生動向事業実施要綱を定め、感染症法に基づく感染症の情報の収集、整理、分析及び情報の公開等を行っている。

「北区感染症週報」は、区内における感染症の流行情報、分析結果等を迅速に公開することで、区民の健康安全維持を目的としている。なお、平成18年度から週報を区ホームページに掲載し、周知している。

（令和2年度）

	配付先	発行数
週報	14か所	53号

◎配付先は北区医師会及び定点医療機関であり、そこから更に関係者へ配付されている。

6 HIV抗体検査及び肝炎ウイルス検査、感染症の相談・検査

相談件数（令和2年度）

	HIV・エイズ	肝炎ウイルス	その他感染症
電話相談	109	70	323
来所相談	72	1	40

保健所での検査件数（令和2年度）

血液検査	HIV・エイズ (HIV抗原・抗体検査)	梅毒検査	B型肝炎 (HBs抗原検査)	C型肝炎 (HCV抗体検査)
	72	40	0	0

区内医療機関委託による検査件数（令和2年度）

B型肝炎（HBs抗原検査）	C型肝炎（HCV抗体検査）
43	43

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、規模を縮小し実施した。

7 地域における感染症予防啓発

例年都立高校と連携し性感染症のための自主学習グループの会合を実施していたが、学校のカリキュラム変更のため平成27年度以降は実施していない。

また、平成30年度から「北区ふるさと区民まつり」にブースを出展し、HIV予防啓発グッズの配布や感染症予防対策リーフレットの配布を行い、感染症予防啓発を行っている。

8 感染症予防健康教育

(1) 講演会（令和2年度）

単位：人

実施日	テーマ	対象者	参加人数
6月23日	感染症講演会【講師講演】	保育園 YOU TUBE により配信	当日参加7人 対象 97保育園

(2) 北区ニュースでの啓発（令和2年度）

号数	テーマ
6月1日号	肝炎ウイルス検査（医療機関委託）
6月1日号	HIV検査相談月間 「STOP!AIDS HIV検査（匿名・無料）を受けましょう！」
9月20日号	結核予防週間「9月24日～30日は結核予防週間」です。
11月10日号	東京都エイズ予防月間 「知ってる!? HIVとエイズの違い」
3月20日号	新型コロナウイルス感染症

(3) 庁内広告ディスプレイでの啓発（令和2年度）

期間	テーマ
令和2年4月1日～6月30日	新型コロナウイルスを防ぐためには
令和2年7月16日～8月15日	日本肝炎デーの紹介
令和2年9月2日～9月30日	結核予防週間
令和2年11月16日～12月15日	東京都エイズ予防月間

(4) 手洗いトレーニングマシンの貸出し（令和2年度実績）

ノロウイルス等感染症予防のために正しい手洗い方法の指導と共に手洗いトレーニングマシンの貸出しを実施している。

	施設数	延人数
貸し出し実績	38施設	2,137人

第2 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者発生時の調査や保健指導と、確実な服薬、再発防止に向けた支援を行っている。また結核医療の公費負担に関する診査協議会を開催し、適正な医療に努めている。

結核患者との接触者や結核ハイリスク者に対しては健康診断を実施するとともに、早期発見のための普及啓発も行っている。

1 新規登録患者数 (令和2年1月1日～令和2年12月31日の登録者数)

基準日 令和3年3月31日現在

合計	活動性結核							潜在性結核 感染症 治療中 (別掲)
	小計	肺結核活動性				肺外結核 活動性		
		喀痰塗抹陽性		その他の 菌陽性	菌陰性 その他			
	小計	初回 治療	再治療					
68	48	26	24	2	16	6	20	15

2 登録患者総数(活動性分類・受療状況) (令和2年12月末時点登録者)

基準日 令和3年3月31日現在

	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核 感染症 (治療中)	(別掲) 潜在性結核 感染症 (観察中)
		総数	肺結核活動性				肺外結核 活動性						
			総数	登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その結核 菌陽性		登録時 菌陰性 その他					
			総数	初回 治療	再治療								
総数	188	46	30	17	15	2	10	3	16	81	61	11	30
入院中	14	14	11	9	8	1	2	0	3	0	0	0	0
外来治療 (他疾患 入院中)	7	6	2	2	2	0	0	0	4	0	1	0	0
外来治療 (通院中)	27	26	17	6	5	1	8	3	9	0	1	9	0
治療なし	135	0	0	0	0	0	0	0	0	81	54	1	30
不明	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0

3 医療費公費負担

(33,533千円)

感染症法に基づき、結核の適正な医療を受けられるよう、厚生労働省令で定める医療費の給付を実施している。

(1) 医療費公費負担取扱件数(法第37条、第37条の2)

(令和2年度)

申請	承認
153件	147件

(2) 感染症診査協議会

結核については感染症診査協議会を設置し、同協議会において入院勧告及び就業制限、申請医療内容の適否について審議を行った。また、保健所が行う結核健康診断、結核集団発生の対策に関する意見・助言も行った。さらに、結核も含めた感染症の発生時に就業制限等の通知をした際には、意見・助言も行った。

委員	任期	開催
11名	2年	月2回

4 結核健康診断

(10,136千円)

結核の感染の早期発見やまん延の防止を図るため、結核患者やその接触者等に健診を行っている。

平成29年度より結核健診の一部について、東京都北区医師会に委託する事業を開始し、令和2年度からすべて東京都北区医師会に委託している。

(1) 結核健康診断実施状況

(令和2年度)

種別	胸部X線検査 (うち医師会等委託分)	I G R A検査 (うち医師会等委託分)	ツベルクリン反応検査 (うち医師会等委託分)	患者発見数	潜在性結核 発見数
患者管理検診	94件	—	—	0人	—
患者家族健診	17件	26件	0件(0件)	0人	4人
接触者健診	69件	125件	1件(0件)	0人	2人
ハリ刃健診	211件	—	—	0人	0人
計	391件	151件	1件(0件)	0人	6人

(2) 日本語学校就学生に対する結核健康診断

(令和2年度)

	実施校数	X線検査	患者発見数
日本語学校健診	4校	92件	0人

5 診療放射線

(令和2年度)

	検診車
胸部X線検査	211件

6 結核予防健康教育

(令和2年度)

北区ニュースでの啓発	9月20日号 結核予防週間
------------	---------------

7 保健指導

(令和2年度)

家庭訪問	所内相談	電話相談	文 書	関係機関連絡
302件	1,226件	2,391件	1,321件	1,748件

8 結核患者の服薬治療支援実施状況

保健所では、結核患者の服薬を確認するDOTS（直接服薬確認療法）を実施している。保健所でのDOTSに加え、平成19年度からは薬局DOTS、訪問看護DOTSを開始し服薬支援の充実を図っている。

(令和2年度)

保健所DOTS実施者数(延回数)	薬局DOTS実施者数(延回数)	訪問看護DOTS実施者数(延回数)
128名(784回)	0名(0回)	1名(24回)

9 結核発生動向調査事業

感染症発生動向調査の一環として、結核発生および患者管理等について国及び都と情報の共有を行っている。得られた情報は毎年国及び東京都で比較分析されており、その結果等をもとに区での分析・評価を行い結核対策に活用している。

10 コホート検討会

毎年、区内医療機関、包括支援センター、デイホーム、居宅事業所、薬局等の職員を対象にコホート検討会を行い、その際、外部講師を招き、結核に関する講演会を合わせて実施していた。

令和2年度は、新型コロナ感染予防のため、コホート検討会を中止した。

*11 新型コロナウイルス感染症対策

(375,581千円)

新型コロナウイルス感染症蔓延予防対策、及び患者対応を行っている。

新型コロナウイルス行政検査実施件数

(令和2年度)

東京都健康安全研究センターへの依頼件数	保健所直接取り扱い件数委託
688件	2284件

医療機関への入院移送
1295件

第3 新型インフルエンザ等感染症対策

新型インフルエンザ等重症感染症対策として、区内関係機関、庁内関係部署からなる「北区感染症地域医療体制協議会」を設置し、感染症に関する情報提供等を行うことで連携体制の構築を図っている。

また、区「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生時の体制整備を進めている。

令和元年度は、緊急に協議会を開催し、新型コロナウイルス感染症対応等について情報共有を行った。

北区感染症地域医療体制協議会 令和2年度 7回開催

第4 栄養指導

(6,702千円)

1 特定給食施設指導

特定給食施設等に対して栄養管理の方法や栄養に関する意識の向上を図るため、電話での相談や巡回等を実施し、指導・助言を行っている。また、栄養技術の向上を図るとともに食生活及び給食管理に対する新しい知識の習得を目的として講習会を実施している。

(1) 特定給食施設等への指導・助言

・指導件数 149件 (うち巡回指導 8件) (令和2年度)

(2) 特定給食施設栄養講習会

・開催回数 2回 参加者数 延 87人 (令和2年度)

2 健康づくり推進店制度

区内の飲食店等の協力を得て、代表的なメニューの栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供など、区民が外食をする際に栄養に関する適切な情報を得ることができるように、食を通じた健康づくりを推進している。また、普及・拡充にあたっては、区民ボランティアである普及サポーターの協力を得て、活動を行っている。

◇登録店実数 129店舗 (うちヘルシーメニューの登録店 85店舗)

(うちシニア元気メニューの登録店 45店舗)

◇新規登録店 4店舗 (新規ヘルシーメニューの登録店 5店舗)

(新規シニア元気メニューの登録店 3店舗)

◇業種別登録店舗数 (令和2年度末現在)

業種	そば・うどん	寿司	和食	食堂	レストラン	カフェ・喫茶
店舗数	18	5	9	7	26	26
業種	中華	鉄板焼き	カレー	居酒屋	弁当・惣菜	合計
店舗数	13	4	3	5	13	129

3 食品の栄養成分表示

食品表示法に基づき、食品の栄養成分の表示に関して、栄養表示基準制度の説明や適切な表示ができるよう、食品事業者等への個別相談を行っている。

・相談件数 11件 15回 (令和2年度)

第5 衛生統計

(1,453千円)

1 人口動態調査(基幹統計)

毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書から、人口動態事象を数理的に把握して、公衆衛生、人口問題、その他各種の施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする(年間を通して調査)。

2 国民生活基礎調査(基幹統計)

国民の保健、医療、福祉、年金等の国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。この調査には、3年周期で行う大規模調査と中間年に実施する小規模調査があり、令和2年度は小規模調査年であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

3 社会保障・人口問題基本調査(一般統計)

人々の生活困難な実態と社会保障給付などの公的な給付、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を把握し、今後の社会保障制度の在り方に関する基礎的知見を得ることを目的とする。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

4 国民健康・栄養調査(一般統計)

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため実施する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

第6 試験検査

(22,269千円)

感染症予防としての検便や血液の検査及び食品・水の検査等を通じ、区民の健康を守るために行われる各種事業に科学的データを提供して、行政サービスや指導の実効性を高めている。

(令和2年度)

1	感染症関連検査	20,580件
	(1) 腸内細菌検査等(検便検査等)	20,467件
	(2) 結核菌検査(喀痰検査)	0件
	(3) ノロウイルス検査等(患者関係検便)	0件
	(4) 梅毒検査	41件
	(5) HIV検査(抗体検査)	72件
2	食品衛生検査	924件
	(1) 理化学検査(食品添加物検査等)	427件
	(2) 細菌検査(食品細菌・調査等)	242件
	(3) ノロウイルス検査等(調理者関係検便)	0件
	(4) 学校・保育園給食細菌検査	255件
3	水質検査	339件
	(1) プール水検査	42件
	(2) レジオネラ属菌検査(浴槽水・給湯水等)	134件
	(3) 浴場・サウナ検査(浴場水等)	148件
	(4) 河川水検査(公園等の水)	15件
4	環境関連検査	12件
	(1) おしぼり検査(細菌・変色・異臭)	2件
	(2) 砂場の寄生虫卵検査	10件
	(3) 落下細菌検査(興行場等)	0件
5	家庭用品検査(繊維製品のホルマリン検査等)	23件

第7 予防接種

(1,294,576千円)

麻疹や風しん等伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第5条第1項の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図る。定期予防接種としての疾病及び対象者を定めている予防接種法施行令の改正に伴い、ロタウイルスワクチンが令和2年10月から定期予防接種となった。

子宮頸がん予防ワクチン接種(ヒトパピローマウイルス感染症予防接種)については、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、平成25年6月14日から接種の積極的な勧奨を差し控えているが、令和2年11月に、高校1年生相当の対象者へ情報提供を行った。

平成31年4月1日からは、23区外の自治体及び医療機関に小児の定期予防接種の実施を依頼して接種した場合にかかる接種費用の償還払いを実施している。

また、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間、風しんの追加的対策として昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの第5期の定期予防接種を実施している。

任意予防接種については、麻しん・風しん任意予防接種の公費負担（全額）、おたふくかぜ予防接種の一部公費負担（3,500円）を実施するほか、先天性風しん症候群対策事業として、風しん抗体検査と予防接種を公費負担（全額）で実施している。

定期予防接種が原因とみられる健康被害については、予防接種法第15条の規定による救済措置がある。

また、任意予防接種が原因とみられる健康被害については、北区予防接種事故災害補償要綱に基づく補償及び医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度がある。

1 定期予防接種（予防接種法で定める疾病） (1,257,082千円)

(1) A類疾病（接種の努力義務が課されている予防接種） (令和2年度) 単位：人

		4種混合（DPT-IPV）※DPT含む				B型肝炎			DT
		第1期							第2期
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	
実施数	接種完了	2,550	2,621	2,688	2,934	2,434	2,520	2,656	1,784
	予診のみ	1	1	0	0	1	0	1	0
		麻しん風しん（単抗原含む）		日本脳炎			水痘		
		第1期	第2期	第1期（特例措置含む）			第2期	1回目	2回目
				1回目	2回目	追加			
実施数	接種完了	2,678	2,427	2,966	2,993	2,721	2,470	2,698	2,787
	予診のみ	2	4	0	4	1	0	1	1
		急性灰白髄炎（不活化ポリオ）				ヒトパピローマウイルス感染症予防接種			BCG
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	
		実施数	接種完了	0	0	0	1	306	244
予診のみ	0		0	0	0	0	0	0	2
		Hib 感染症予防接種				小児用肺炎球菌予防接種			
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	追加
		実施数	接種完了	2,478	2,598	2,676	2,867	2,473	2,548
予診のみ	1		0	1	1	1	0	1	2
		ロタウイルスワクチン接種							
		1回目	2回目	3回目					
		実施数	接種完了	1,104	954	381			
予診のみ	0		0	1					

※他区で後期に接種した北区民については、含まれていない

風しん第5期	抗体検査	接種完了	予診のみ
	3,309	557	3

※令和2年度に支払った人数

(2) 23区外自治体・医療機関に依頼して接種した人数（償還払いの件数）単位：人

4種混合（DPT-IPV）1期	378	B型肝炎	414
麻疹風しん1期	20	ロタウイルス	68
日本脳炎1期	27	水痘（みずぼうそう）	30
BCG	83	Hib感染症	501
小児の肺炎球菌感染症	499		

※令和2年度に支払った人数。償還払いの請求があった予防接種のみ記載。

(3) B類疾病（接種の努力義務が課されていない予防接種）（令和2年度）単位：人

	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	
		一般	免除
65歳以上	63,339	2,568	146
60歳以上65歳未満	89	0	0
計	63,428	2,568	146

※高齢者肺炎球菌は、他区で後期に接種した北区民については、含まれていない。

2 予防接種法によらない任意の予防接種（先天性風しん症候群対策事業を除く）（13,598千円）

各種任意予防接種の接種者数

（令和2年度）単位：人

	MR			麻疹			風しん		
	幼児	小学生	中高生	幼児	小学生	中高生	幼児	小学生	中高生
接種完了	18	45	17	0	0	0	1	0	2
予診のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	おたふくかぜ			
	協力医療機関		償還払い	
	一般	免除	一般	免除
接種完了	3,036	7	88	0

※償還払いは、令和2年度に支払った人数

3 先天性風しん症候群対策事業

（12,867千円）

風しん抗体検査の受診者数及び各種任意予防接種の接種者数

（令和2年度）単位：人

	風しん抗体検査	予防接種	
		MR	風しん
妊娠を予定又は希望している女性	205	251	20
妊婦又は妊娠希望の女性と同居している方	364	156	15

4 予防接種健康被害救済措置

（11,029千円）

予防接種後の副反応が原因とみられる健康被害の被害者に対し、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料を支給する。

（令和2年度）	障害年金	7,300,400円
	医療費・医療手当	343,450円
	障害児養育年金（介護加算含む）	2,423,325円

新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

*1 新型コロナウイルスワクチン接種関連事業

(1, 972, 952千円)

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、区民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」）については、現在、日本を含め世界各国で開発が進められており、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。新型コロナウイルス感染症の流行及び長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みの構築を進めている。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

(1) 医療機関との調整

新型コロナワクチンの接種に向けて、区内の医療機関や北区医師会等の地域医療と緊密に連携し、区民の安心安全のためにワクチン接種を実施する。安心安全なワクチン接種のためには、接種後の万が一の副反応にも迅速に医学的処置が行えるよう、区内医療機関における個別接種を基本とし、中核となる医療機関では併設・隣接した集団的接種会場（以下、「ワクチン接種センター」）を設け、接種可能数を確保する。また、ワクチン供給量が増え次第、基本型接種施設（地域の拠点となる病院）やサテライト型接種施設（地域のクリニック・診療所）を開設し、区民がより身近に接種できる体制を構築する。さらに、地域医療との緊密な連携のためには、区が医療機関を支援できうる部分（ワクチンの配送等）について、医療機関の負担軽減を図る等積極的に支援する。

接種施設別医療機関予定数 (令和3年4月1日時点)

	ワクチン接種センター	基本型接種施設	サテライト型接種施設
医療機関数	3	7	約100

(2) 新型コロナワクチンの区民周知

北区ニュース、ホームページ、SNS等を通じてワクチンの特性や接種までの流れ、接種開始時期等を告知する。また、3月1日よりコールセンターを開設して区民からの問い合わせに応じ、今後の接種券発送や予約開始の時期に順次回線数を増やしていく。

①北区ニュースでの啓発（令和2年度実績）

号 数	テーマ
3月 1日号	新型コロナウイルスワクチン接種体制のお知らせ
3月 10日号	新型コロナウイルスワクチンQ&A
3月 20日号	新型コロナウイルスワクチン接種の流れ 新型コロナウイルス感染症「ワクチン接種センター」のご案内

障害者福祉センター

北区における障害者福祉の中核的役割をもつ施設として位置づけ、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。また、十条台区民センター（地域振興室・ふれあい館・子どもセンター）、高齢者あんしんセンターを併設し、地域住民との交流を図っている。

施設概要

名 称	所 在 地	設 置 年 月 日
北区立障害者福祉センター	中十条1-2-18	昭和63年4月1日

1 障害者福祉センター通所施設運営 (54,611千円)

区内に居住する重度の身体障害者を主な対象として、日々の通所により生活の介護と訓練を行い、生活の質の向上を図っている。

(令和3年4月1日現在)

名 称	対 象 者	定員	現員	サ ー ビ ス 内 容
北区立障害者福祉センター	重度身体障害者	42人	37人	身体介護サービス(医療的ケア含む)、機能訓練、社会適応訓練、創作的活動、レクリエーション、健康指導、給食サービス、送迎サービス

2 心身障害者生きがいづくり事業 (2,228千円)

障害者のための教養の向上、社会的交流の促進を図る。

(1) 各種講座の開催

在宅障害者を対象に、創作的活動等を行い、余暇時間の充実、生涯学習の場を提供する。

令和3年度においては、陶芸・コーラス・中国健康法(太極拳)・書道・キーボード・健康づくり体操教室・籐芸・タブレット・健康麻雀を実施する。

(2) 知的障害者社会参加促進事業

① ライフアップクラブ

中軽度知的障害者を対象に個人の成長発達と社会適応の促進を図るため、創作・料理・教養・行事等のプログラム活動を実施する。

② 土曜レクリエーション

生活の充実、社会性の向上を図るために、音楽を中心としたレクリエーションを実施する。

(3) 自主グループ支援

趣味の講座を修了した後も、創作的活動等を行う自主グループ、活動の支援を行う。

令和3年度 8グループ(陶芸・籐芸・タブレット・キーボード・書道・絵手紙)

3 障害者福祉センター管理

(173,556千円)

(1) 施設提供事業

障害者及び保護者、また、その組織団体に対し、次の施設の貸出しを行う。

- ① 団体活動室
- ② 和室、洋室及び録音・音楽室
- ③ 浴室（障害の程度が1～2級の体幹機能障害者）
- ④ ボランティア室（ボランティアを希望する者）

(2) 障害者施設利用判定審査会

重度心身障害者を対象に、区内施設利用希望者の利用の可否を判定するために、障害者施設利用判定審査会を設置している。

4 障害者作品展

(1,390千円)

12月3日から9日の「障害者週間」にあわせて、区民の障害者福祉についての関心と理解を深め障害者の社会参加の一助として、障害者団体施設の紹介、作品の展示・販売、障害者週間記念講演会等を行う。

令和2年度 中止

5 手話講習会

(7,185千円)

聴覚障害者に対する理解と住みよい生活環境作りのために、手話ボランティアの育成を目的に講習会を実施している。更に手話通訳者を目指す方のために、より高度な通訳者養成講習を実施している。

(※令和2年度は中止)

(令和2年度)

区 分	実施回数(回)	定 員(人)	修了者数(人)
初 級 (昼 間)	中止	40	—
初 級 (夜 間)	中止	40	—
中 級 (昼 間)	中止	30	—
中 級 (夜 間)	中止	30	—
通訳者養成基礎(昼間)	中止	20	—
通訳者養成基礎(夜間)	中止	20	—
通訳者養成応用(昼間)	中止	15	—
通訳者養成応用(夜間)	中止	15	—

6 機能訓練(リハビリテーション)

(3,669千円)

疾病、負傷等により身体・認知・言語障害のある40歳以上65歳未満の方を対象として、高次脳機能障害訓練を実施して日常生活の自立や就労・復職を目指す。

(1) 実人員・実施回数・利用者延人数

(令和2年度)

	実施回数	利用者数(延)		実人員	
		利用者	見学者		
高次脳機能訓練	作業	36	198	7	14
	言語	36	276	8	12
	作業グループ (外出訓練1回を含む)	34	263	8	15
合計	106	737	23		

高次脳家族会・家族教室	4	32		18
当事者の会	4	9		5

高次脳機能障害訓練 人員 21名

自主グループ		実施回数	実人員
		ゆりかもめの会	10
	おしゃべりの会	0	0

(2) 高次脳機能障害者訓練利用者交流会

高次脳機能障害訓練利用者・訓練修了者とその家族を対象として、情報交換や交流を目的として年1回交流会を行っている。

実施日：令和2年11月19日(木)

参加者：14名(利用者6名・修了者8名)

(3) 高次脳機能障害講演会

高次脳機能障害について関係者の理解・啓発を目的として講演会を行っている。

①実施日：令和2年9月19日(土)

「ケアマネさん、相談支援専門員さんのための事例で考える高次脳機能障害の支援」
(支援者向け)

参加者：19名

②令和3年3月24日(火)

「高次脳機能障害講演会～特に意欲と感情の起伏について～」(一般区民向け)

参加者：36名

(4) 高次脳機能障害専門相談・一般相談(医療・就労・社会資源・障害に関して)

高次脳機能障害専門相談は、18歳以上の方を対象に本人・家族・医療介護等の関係者を対象として月1回程度公認心理師が対応し、一般相談は来所・電話による相談を保健師等が対応している。

専門相談：10件(4月、5月、2月は緊急事態宣言のため中止)

一般相談は来所・電話による相談を保健師等が対応している。

一般相談：316件

7 障害者福祉施設運営

(1) 赤羽西福祉工房運営 (212, 163千円)

重度の身体障害者に対し、日々の通所により生活の介護と訓練を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1	48人	40人	平成7年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(2) 王子福祉作業所運営 (104, 928千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立王子福祉作業所	王子2-19-20	60人	52人	昭和55年3月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(3) 赤羽西福祉作業所運営 (113, 366千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立赤羽西福祉作業所	赤羽西5-7-5	55人	44人	昭和54年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(4) たばた福祉作業所運営 (67, 278千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立たばた福祉作業所	西ヶ原1-19-12	20人	16人	昭和60年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(5) 若葉福祉園運営 (330, 387千円)

18歳以上の重度知的障害者に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立若葉福祉園	赤羽西6-9-2	57人	51人	平成5年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(6) あすなろ福祉園運営 (248,388千円)

18歳以上の重度知的障害者に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立あすなろ福祉園	王子6-4-6	50人	49人	昭和55年3月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(7) 神谷ホーム運営 (17,532千円)

就労または就労継続支援施設等へ通所している知的障害者で将来の自立を希望している方を対象に、生活の場を提供し、地域社会での自立生活の支援を行う施設。

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立神谷ホーム	神谷2-3-8	4人	3人	平成7年2月1日

指定管理者 社会福祉法人 あゆみ

8 身体障害者グループホーム運営費補助 (14,638千円)

日常生活を営むことに支障のある重度身体障害者に生活の場を提供する法人設立の重度身体障害者グループホームに対し、運営費補助を行う。

対象施設

重度身体障害者グループホーム「やじろべえ」

9 地域活動支援センター事業 (25,448千円)

北区立障害者福祉センター2階の「北区障害者地域活動支援室支援センターきらきら」において、障害者がより豊かに地域生活を送るために、創作的活動又は生産的活動の機会の提供や相談支援等を行う。

(令和3年4月1日現在)

単位：人

登録者数	男	女
401	241	160

(令和2年度実績)

単位：人

延利用者数 合計	基礎的事業		機能強化事業		
	創作的活動等	ボランティア活動等	生活支援	相談支援	その他 (当事者活動への支援等)
14,425	152	52	2,577	11,644	78件
	小計 204		小計 14,221		

刊行物登録番号

3-1-012

事務事業の概要と現況

健康福祉部・北区保健所・北区福祉事務所

(令和3年5月発行)

発行 東京都北区健康福祉部健康福祉課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9015

